

SHIGA CHUO SHINKIN BANK

REPORT 2026

R7.4.1 ▶ R8.3.31



まっすぐ未来

滋賀中央信用金庫



大津市／瀬田の唐橋

経営理念

- 01 | 地域を大切にし、発展的未来を共に創造する。
- 02 | 人々の「幸福」かつ「安定」した生活設計に寄与する。
- 03 | 常に積極的で、最良のサービスを提供する。

経営方針

高品質なサービスで地域に貢献

協同組織金融機関の特色を活かして、顧客ニーズに応じた高品質な商品とサービスを安定的かつ積極的に提供し、地域社会と中小企業の繁栄に寄与する。

健全・透明な経営の実践

健全で透明な金庫経営を通じて社会的企業価値の最大化に尽力するとともに、地域顧客のパートナーとして、地域社会のさらなる活性化をめざす。

職員の資質向上

自由闊達で活力ある職場環境をつくり、職員の資質の向上とより良い人材育成に努める。

CONTENTS

今年度のしがちゅうしん	インフォメーション
P.01 経営理念・経営方針	
P.02 CONTENTS	
P.03 ごあいさつ	
P.04 当金庫と地域社会	P.19 内部管理態勢とコンプライアンス態勢
P.05 主要な事業の概況	P.21 マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関する取り組み
P.07 中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取り組み	P.23 顧客保護等の管理態勢
P.09 しがちゅうしんの DX 支援 Shiga Big Advance・ケイエール	P.25 リスク管理態勢
P.11 SDGs への取り組み	P.27 金庫の概況・役員および組織に関する事項
P.13 地域貢献活動	P.29 財務諸表
P.15 しがちゅうしん女性活躍の取り組み	P.31 しがちゅうしんについて
P.17 総代会	P.33 店舗一覧

ごあいさつ

平素より滋賀中央信用金庫に対しまして格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

令和7年度における当金庫の経営内容や活動状況を取りまとめ本冊子を作成いたしました。ご高覧賜り、当金庫に対するご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

令和7年度の国内経済は、我が国初の女性総理となる高市内閣のもと、積極財政と危機管理投資が推進されました。こうした政策への期待に加え、堅調な企業収益やコーポレートガバナンス改革の浸透、さらにはデフレ脱却への期待などが相まって、日経平均株価は史上最高値を更新するなど、力強い動きが見られました。これら一連の動きを受け、日本銀行は段階的な利上げを断行し、我が国は歴史的な「金利のある世界」への回帰を果たすこととなりました。しかしながら、不安定な為替相場の推移が輸入物価の上昇を通じて国内経済に影響を及ぼしました。

世界経済においては、米国における保護主義的な関税政策に伴う不透明感に加え、中国経済の減速長期化や欧州・中東地域での地政学リスクが重なり、極めて不安定な一年となりました。

こうした中、地域経済については、設備投資が前年度を上回る動きを見せたことから総合的には緩やかに持ち直しました。しかし、コスト上昇分を取引価格へ十分に転嫁できない中小企業が多く、経営者の高齢化や慢性的な人手不足が力強い回復の足かせとなる厳しい局面が続きました。

このような環境のもと、当金庫は長期経営計画「一まっすぐ未来ーしがちゅうしん3か年計画 持続可能な社会を目指して深化・進化への挑戦」を策定しました。その初年度の取り組みとして、直面する様々なリスクや課題への対応に努めるとともに、円滑な資金繰り支援や本業支援を通じ、お客さまに寄り添った活動に取り組んでまいりました。

令和8年度は、国内外の経済動向や金融政策によって大きく左右される年度と想定されますが、お客さまの置かれた状況やニーズを深く理解し、付加価値の高い支援・サービスを提供するとともに、当金庫の収益基盤の強化を図るために、長期経営計画の第Ⅱ期を着実に推し進め、地域社会との共通価値の創造と持続可能な社会の実現に取り組む所存でございます。

今後とも、内部管理態勢の充実・強化、役職員のコンプライアンス意識の醸成に努め、地域の皆さまに親しまれ、信頼されるよう努めてまいりますので、引き続きのご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年7月



当金庫と地域社会

当金庫は、彦根市・近江八幡市・野洲市・守山市・栗東市・草津市・大津市・東近江市および愛知郡・犬上郡・蒲生郡地区を主な事業地区として、地元の中小企業者や住民の皆さまが会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営している相互扶助の金融機関です。

創業以来、この理念を忠実に守り、地元のお客さまからお預かりした大切な資金は、地元で資金を必要としているお客さまにご融資し、地域社会を金融面からひとつに結ぶ要の役割を果たすべく努めてまいりました。

こうした業務運営によって育まれた地域社会との強い絆とネットワークは、当金庫にとって最も大切な財産と考えています。

当金庫は今後とも、金融サービスの提供はもとより、地域特有の文化・環境・教育といった分野におきましても、地域社会の活性化・持続的発展のため広く貢献できますように努力してまいります。



主要な事業の概況

令和7年度の当金庫は、事業者のお客様に対し、資金繰り支援から一歩進み、販路拡大、人材紹介、DX支援、さらには、M&A・事業承継といった経営課題解決に向けた伴走支援を強化しました。一方、個人のお客様に対しては、年金相談や相続・後見制度への対応に加え、資産形成支援にも注力いたしました。

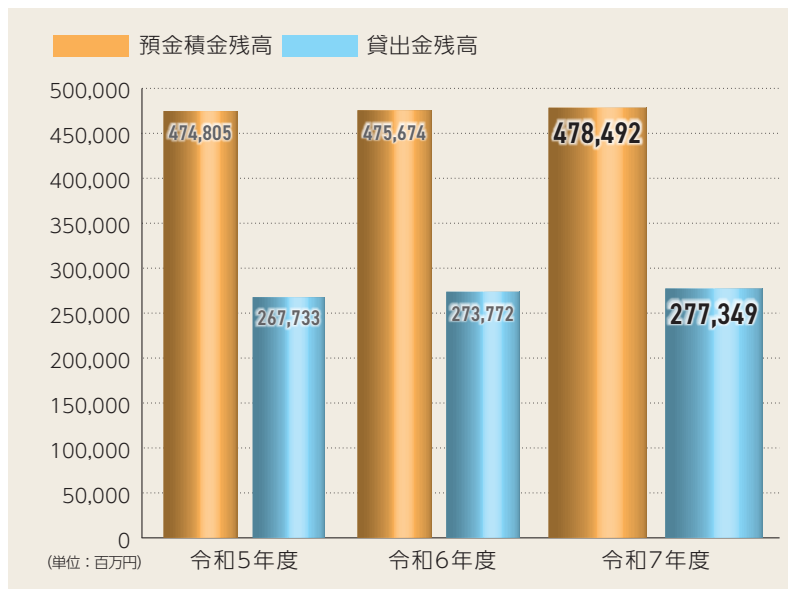
■預金積金・貸出金の状況

令和7年度の預金積金残高は、4,784億92百万円と前期比28億18百万円の増加となりました。

科目別では、流動性預金が前期比7億93百万円増加、定期性預金が前期比20億24百万円増加しました。

貸出金残高は、前期比35億76百万円増加し2,773億49百万円となりました。

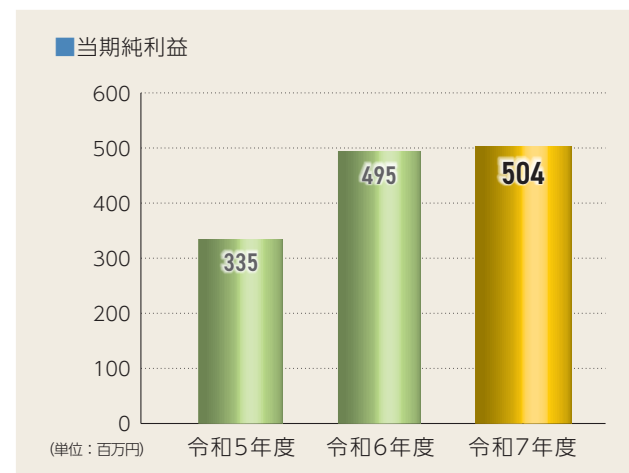
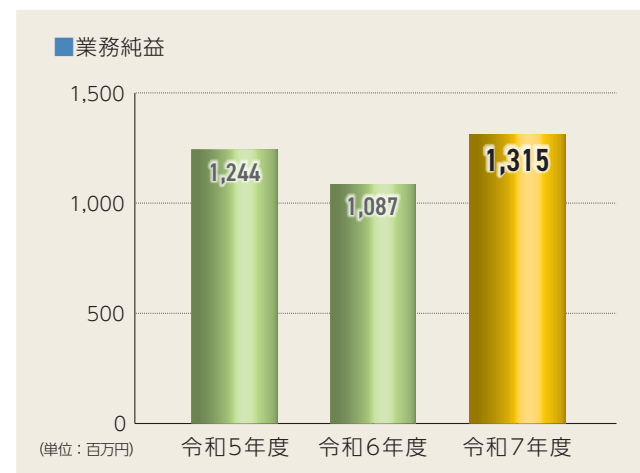
事業性融資残高は前期比22百万円減少、地公体向け融資残高は前期比27億2百万円増加、住宅ローン残高は前期比11億14百万円増加しました。事業性貸出先数は前期比90先増加し5,179先となりました。



■収益の状況

業務純益とは、融資などの信用金庫本来の業務で得た利益を示すものです。

令和7年度の業務純益は13億15百万円で、前期比2億28百万円の増益となり、当期純利益は、前期比9百万円増益の5億4百万円となりました。金利の上昇に伴い預金利息が増加した一方、貸出金利息や預け金利息、有価証券利息配当金についても増加しました。また、株価の堅調な推移により株式等売却益についても増益となりました。

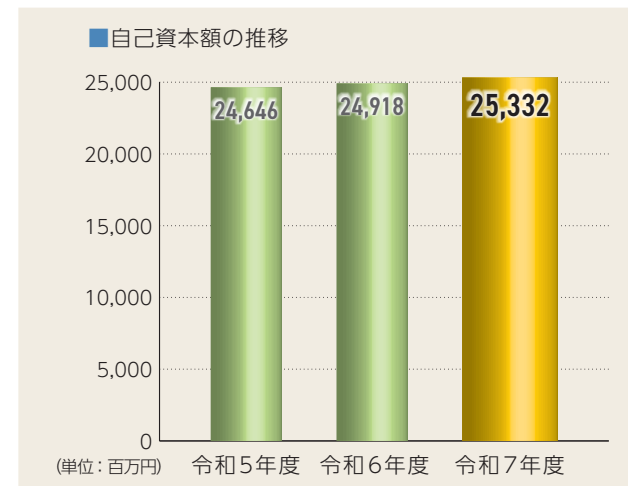
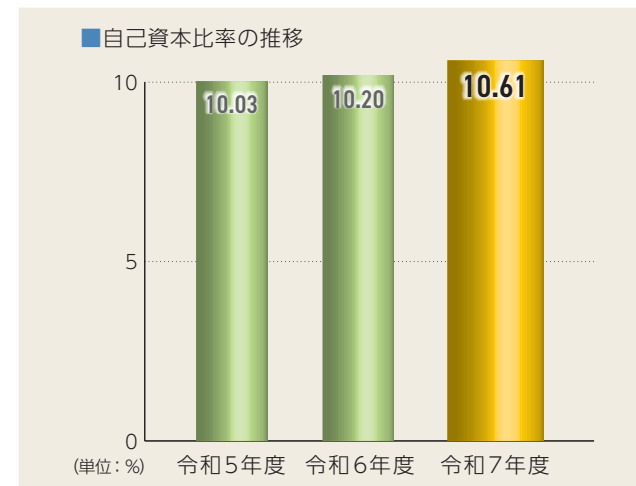


■自己資本の状況

自己資本比率とは、貸出金などの総資産に対する自己資本の割合で、その充実度を示す指標です。

令和7年度の自己資本額は、前期比4億14百万円増加し253億32百万円となったことや、リスク・アセットが前期比54億66百万円減少し2,387億56百万円となったことから、自己資本比率は0.41ポイント上昇し10.61%となりました。

引き続き、国内基準4.0%を上回る高い水準を維持しており、今後も皆さまに安定した金融サービスが提供できるよう経営の安定性・健全性を確保してまいります。



■主要な事業の状況

最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位: 千円)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益	6,876,218	6,051,081	6,214,441	6,249,135	7,492,545
経常利益	597,138	724,877	438,184	834,021	819,640
当期純利益	84,007	504,281	335,418	495,431	504,556
出資総額	1,286,910	1,285,779	1,281,868	1,272,599	1,271,064
出資総口数(口)	25,738,219	25,715,599	25,637,370	25,451,985	25,421,298
純資産額	21,746,775	19,409,860	19,551,379	17,235,422	15,642,694
総資産額	527,230,029	519,455,714	515,732,414	511,211,391	509,591,298
預金積金残高	480,844,757	477,497,393	474,805,820	475,674,195	478,492,993
貸出金残高	263,224,559	267,528,190	267,733,470	273,772,706	277,349,601
有価証券残高	172,984,359	167,904,666	158,086,965	152,541,180	149,035,084
単体自己資本比率(%)	9.66	9.95	10.03	10.20	10.61
会員数(人)	26,607	26,127	25,574	25,406	25,298
役員数(人)	11	10	12	11	13
うち常勤役員数(人)	8	7	9	8	10
職員数(人)	382	366	341	339	336
出資に対する配当金(出資1口あたり)(円)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
出資配当率(%)	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0

(注1) 単体自己資本比率については、自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫および信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しています。

(注2) 当金庫は国内基準を採用しています。

中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取り組み

■ 中小企業の経営支援に関する取組方針

- (1) お客さまからの経営相談については、事業の特性等を踏まえ、経営の改善や再生の可能性等を十分に検討し、きめ細かくご相談に応じます。
- (2) お客さまの経営改善に向けて、本部と営業店が一体となって、お客さまの経営改善計画の作成に協力するとともに、継続的にお客さまに助言等を行います。
- (3) 再生支援機関等の外部機関と協力するほか、再生支援が必要な場合には関係者と連携する等、様々な手段を検討し再生支援に取り組めます。
- (4) お客さまの経営支援に適切に対応するため、職員等を研修会等に派遣し、能力の向上に努めます。

■ 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当金庫は、左記方針を適切に実施するために、以下のとおり態勢整備をしています。

- (1) お客さまの経営改善・支援に対応するため融資管理部に「中小企業経営支援室」を設け、同室員が営業店等と一体となり経営改善・支援を行っています。
- (2) 必要な場合には再生支援機関等の外部機関と連携して経営改善・支援を図ります。
- (3) 経営改善・支援に関するご要望・ご意見・苦情に対応するため「苦情に関する相談窓口」を経営企画部に設置しています。
- (4) お客さまの事業価値を見極める能力(目利き力)を向上させるため、融資担当者等を研修会に派遣し、必要な知識の取得を図っています。

■ 中小企業の経営支援に関する取組状況

令和7年度 主な実績

1 創業・新規事業開拓の支援

- 起業・創業される法人・個人への応援資金である創業・新事業支援融資を推進しました。

項 目	件数	金額
創業支援資金[未来]	3件	15百万円
創業資金創業関連保証(保証協会付)	96件	492百万円

2 成長段階における支援

項 目	件数	金額
動産・債権譲渡担保融資	—	—
本業支援(ソリューション提案)関連融資	234件	4,713百万円

- 滋賀県信用保証協会、滋賀県産業支援プラザ、滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点、産業雇用安定センター、各商工会議所、商工会等の外部機関に加え、税理士等の外部専門家とも連携し、取引先が抱えるさまざまな課題の解決を支援するため、本業支援(ソリューション提案)に積極的に取り組みました。

3 経営改善・事業再生・業種転換等支援

項 目	件数	金額
滋賀県中小企業活性化協議会の活用実績	30件	3,285百万円
滋賀県信用保証協会経営サポート会議の活用実績	4件	113百万円
税理士等の外部専門家による経営改善指導等を導入した先	82件	9,651百万円

- コンサルティング機能強化を目的に外部機関の研修を積極的に受講しました。 参加人数：延べ30名
経営改善支援の取組実績は、当金庫ホームページ掲載の資料編P 45をご覧ください。

■ 「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」および「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。

また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

項 目	令和7年度
新規に無保証で融資した件数	1,327件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	35.17%
保証契約を解除した件数	10件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	2件

▶▶▶ 創業セミナーの開催

創業予定者や創業後間もない方に対し、ビジネスの基礎知識や経営スキル、マーケティングや財務管理など、重要なトピックについて学ぶ機会を提供し、起業を支援する目的で開催しています。

独立開業を目指す一般、会社員、学生および開業後間もない方を対象に創業セミナーを開催しました。創業時に必要な基礎知識やノウハウを学び、実現に向けて創業計画書を作成いただきました。

- 「令和7年度彦根商工会議所 ひこね起業塾」
7月19日～8月31日(計6日間開催)
12名の方が参加されました。
- 「はちまん創業塾2025」
7月6日～8月24日(計6日間開催)
32名の方が参加されました。



ひこね起業塾の様子



はちまん創業塾2025の様子

▶▶▶ 取引先の本業支援の取り組み

人口減少・高齢化に伴う後継者問題や人材不足、物価高騰による影響等、さまざまな課題を抱えるお取引先にしっかりと寄り添い、事業継続を徹底的に支援し地域経済の持続可能な再生に取り組みました。

- 各種専門家支援や人材支援等
ソリューション取組件数 1,048件
- 本業支援(ソリューション提案)
関連融資取組件数 234件



■ 専門家との連携協定

お取引先の本業支援のため、事業承継やM&A、経営改善・IT活用等の各専門家と連携協定を締結しました。

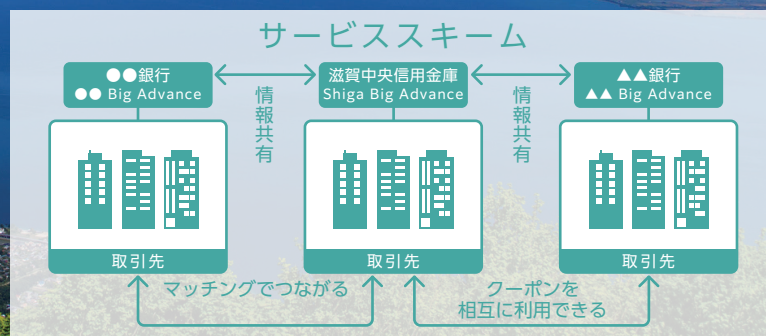
- 連携協定先数 69先
(令和8年3月末現在)



経営支援プラットフォーム Shiga Big Advance

未来をつなぐ、ともに前へ

全国の金融機関と共に皆さまの
ビジネスをサポートします



Shiga Big Advanceとは

全国の金融機関が連携し、地域の中小企業の成長を支援するプラットフォームです。金融機関の枠を超えた全国規模のビジネスマッチングから会社ホームページ作成、従業員向けの福利厚生サービスまで、幅広いサービスをご提供します。

Big Advance は中小企業の皆さまと金融機関の新しいコミュニケーションプラットフォームです。チャットで気軽に金融機関とやりとりができ、融資の相談や経営相談も可能です。

令和元年10月1日よりサービス開始（令和8年3月31日現在）

登録企業数	780 社
二重登録企業数	524 社
FUKURI 登録件数	248 件
商談依頼件数（依頼元）	2,309 件
HP作成企業数	356 社

掲げる思い

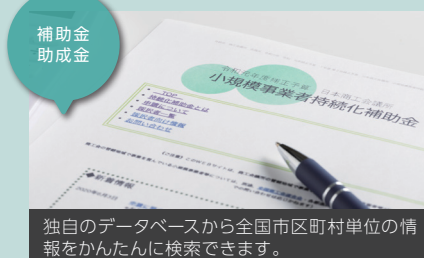
01 「地域企業の事業価値向上」と
「地域活性化」を実現する

- ・本業支援を促進し事業価値向上、地域活性化に貢献する
- ・IT化促進による生産性向上、働き方改革に貢献する

02 Face to Face とテクノロジーの融合

- ・今まで以上に地域金融機関が寄り添って貢献する
- ・これを実現することで必要不可欠な最先端地域金融機関へ

Shiga Big Advance 搭載機能



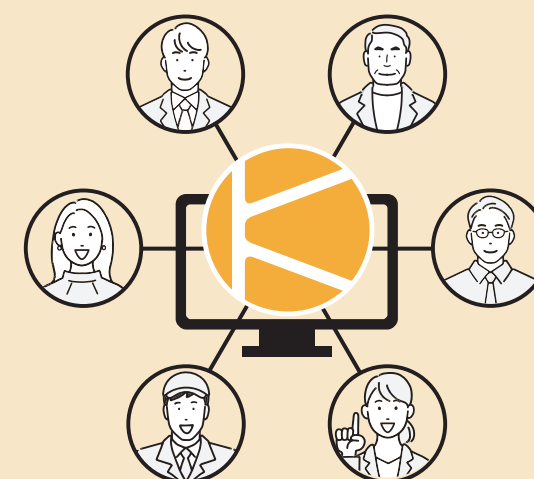
しがちゅうしんのDX支援 ケイエール

しんきんの法人向けデジタルサービス



中小企業の皆さまとしんきんをつなぐデジタルサービス。仕事を便利に管理できるのはもちろん、しんきんのサポートがぐっと身近になります。

しんきんを、いつもそばに。



まっすぐなきもちと、あたたかいサービスで、私たちしんきんは、Face to Faceで中小企業の皆さまと向き合い、地域と共に歩んできました。

その想いは、人と人が対面で会いにくい世の中になり、デジタル化の波が押し寄せても変わりません。

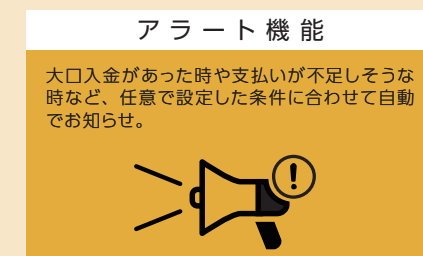
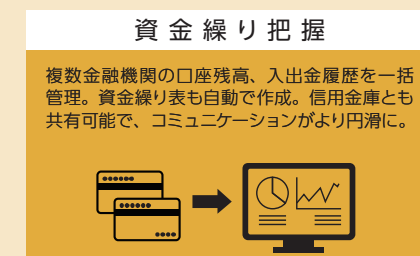
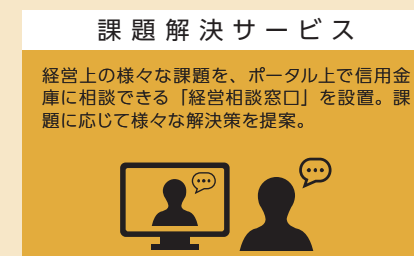
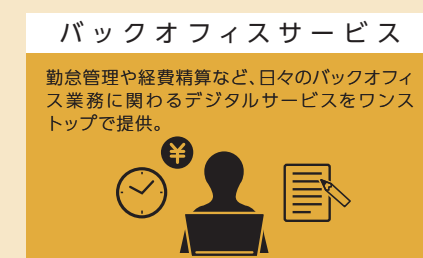
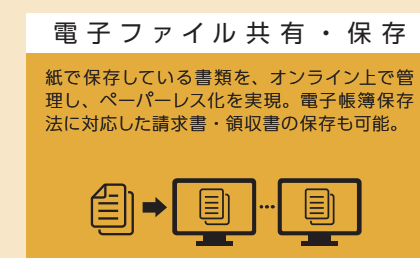
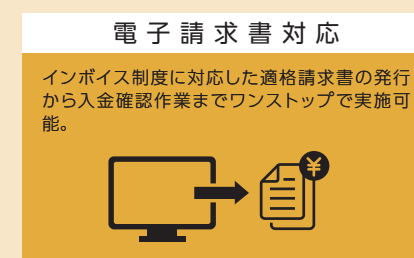
これまで以上にFace to Faceを大切にするために、しんきんは、次の一步を踏み出します。

いつでも、皆さまとしんきんをつなぐ、新しいデジタルサービス「ケイエール」誕生。

資金や仕事を便利に管理できるのはもちろん、しんきんのサポートがぐっと身近に。ひとりの頑張りに頼らない経営を。ゆとりが生まれる、毎日を。

目の前にいる時も、デジタルでつながる時も、いきいきとした、いい顔が見たいから。私たちは、このサービスをきっかけに、もっと、皆さまのしんきんになります。

ケイエール 搭載機能



SDGsへの取り組み

滋賀中央信用金庫 —まっすぐ未来— サステナブル宣言



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

滋賀中央信用金庫は、地域社会の一員として地域の皆さまとのつながりを大切に、社会的課題解決、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け、地域金融機関としての活動を通じてSDGsの達成に取り組んでまいります。

SDGs活動方針

当金庫は、『まっすぐ未来』につなぐ重要課題（マテリアリティ）を掲げ、SDGsの達成を目指します。



“つなぐ”は、当金庫と地域の社会、経済、人とのつながりや役職員間のつながりを意図とし、SDGs活動との相乗効果により持続可能性（サステナビリティ）を追求し、SDGsを通じて社会に貢献することを込めています。

① 地域社会の活性化と持続的繁栄への貢献

② 地域経済の持続的発展への支援

③ あらゆる角度からの環境保全

④ 目標達成に向けた人材育成

「しがちゅうしんMLGsローン」の取り扱い



当金庫は、地域のお客さまの省エネを中心としたカーボンニュートラルへの取り組みを支援するため、令和4年4月1日より「しがちゅうしんMLGsローン」を取り扱っています。省エネ設備導入資金に活用いただきやすい金利優遇を設定、実行額の0.1%相当額を、滋賀県における琵琶湖保全活動に、当金庫より寄附を行います。

【令和8年3月末までの取り扱い実績】

融資件数 …………… 44件

融資金額 …………… 215百万円

MLGsとは？

マザーレイクゴールズ(Mother Lake Goals, MLGs)は、琵琶湖を切り口とした2030年の持続可能社会へ向けた目標(ゴール)です。MLGsは、琵琶湖版SDGsとして、2030年の環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築に向け、琵琶湖を切り口として独自に13のゴールを設定しています。



「しがちゅうしんビジネスクラブ」1周年記念講演会および交流会の開催



次世代経営者の学びや異業種交流の場の提供を目的に発足した「しがちゅうしんビジネスクラブ」が1周年を迎えました。今回は、主にAIをテーマにした講演と、セミナーで学んだ内容をより現実味ある体験としていただけるよう、AI体験ブースを設置しました。

令和7年7月25日「しがちゅうしんビジネスクラブ」1周年記念講演会を開催しました。講演会、交流会には101名の会員さまにご出席いただきました。



「しがちゅうしんビジネスクラブ」次世代経営塾の開講



地域を支える金融機関として、取引先企業の次世代経営者を対象とした「次世代経営塾」を開講しました。自社の強み・弱みの分析や、今後の成長戦略における競合他社との優位性の確保に向けて、座学と同世代経営者との情報交換等を通じ、次世代経営者の学びをサポートしました。

令和7年9月5日「しがちゅうしんビジネスクラブ 次世代経営塾」を開講し、19名の会員さまにご出席いただきました。



地域経済の持続的発展への支援に向けた取り組み



企業が抱える人手不足の対応、業務効率化等の課題に対し、DXを活用した解決策を提示し、継続的な事業活動を後押しすべく、令和7年11月21日に当金庫、彦根商工会議所、滋賀県産業支援プラザ3者共催にてセミナー・体験会および相談会を開催しました。DX体験会においては20先を超えるご相談がありました。



中小企業経営者向けセミナーの様子

DX体験会の様子

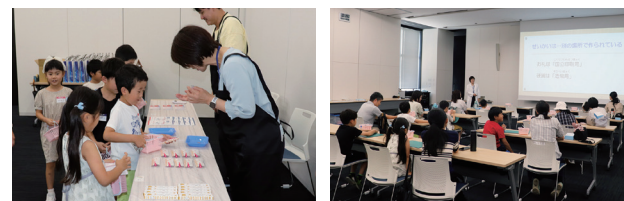
教育セミナーの開催



第2回 金融教育セミナーの開催
テーマ「おこづかいの使い方と管理を学ぶ」

令和7年8月19日、20日の2日間、小学校1・2年生を対象とした金融教育セミナーを開催し、20名のお子さまとその保護者の方にご参加いただきました。

お金に関する豆知識講座やお店屋さんごっこを通じて、正しいお金の使い方と管理について楽しく学んでいただきました。



中学校向け金融経済教育セミナーの開催

学校教育においても「金融リテラシー」の重要性が高まっており、学習指導要領の改訂により中学校段階での金融教育が推奨されている背景を踏まえ、次代を担う中学3年生(約120名)を対象とした金融経済セミナーを開催しました。金融知識の基礎やお金の大切さ、働くことの意義などを学んでいただきました。



地域貢献活動

■ 地域の子どもたちのための取り組み

青少年スポーツ活動への後援

スポーツの振興と青少年の健全育成に貢献すべく、優勝・準優勝チームにメダルを寄贈しています。

- 第47回
全国スポーツ少年団軟式野球交流大会
彦根支部大会後援(令和7年4月)
- 第27回
彦根学童野球選手権大会後援
(令和7年6月)



■ 地域活動への参加

日本政策金融公庫との「危機事象発生時における業務連携に関する覚書」の締結

令和7年7月29日 地域の事業者の方に向けた危機発生時のリスクや対策の情報提供など、相互連携を円滑にすべく本業務連携に関する覚書を締結しました。近年、頻発・激甚化している様々な危機に備え事前に業務連携の方針を定めておくことで、有事の際にも地域の事業者の方へ切れ目のない金融サービスの提供を可能にし、早期の事業者支援・災害復旧に貢献できるよう体制を整備するものです。



滋賀県警察と「特殊詐欺等の被害防止に関する協定」の締結

令和7年7月4日 急増する特殊詐欺等の被害拡大防止や口座不正利用防止を目的に、滋賀県警察本部と協定を締結しました。滋賀県に本店を構える16の金融機関と滋賀県警察本部が連携し、犯罪被害の実態に関する情報を共有することで、被害防止を共に呼びかけ、特殊詐欺の根絶に向けた社会の実現を図ることを目的としたものです。詐欺の可能性が高い取引などを確認した場合、県警へ必要な情報を提供いたします。



■ 福祉活動

能登半島地震災害復興支援被災地への寄付

被災されたみなさまには、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興をお祈り申し上げます。ご賛同賜りました復興支援定期預金の預入総額の0.01%相当額を日本赤十字社を通じて被災地へ寄付しました。(お客さまによるご負担金は発生いたしておりません。)



日本赤十字社の「献血サポーター」として献血に協力

当金庫は医療に必要な血液を献血によって安定的に確保するための「献血サポーター」に企業として登録し、積極的に献血に協力しています。



信用金庫の日の取り組み

6月15日は信用金庫の日



昭和26年6月15日に「信用金庫法」が公布・施行されたことにちなみ、6月15日を信用金庫の日と定めています。これは、信用金庫法施行1周年を記念して開催された、第1回全国信用金庫大会において宣言されたものです。

当金庫では、職員が各営業店に来店されたお客さまに対し、啓発チラシとあさがおやコスモスの花の種子を手渡し、特殊詐欺未然防止を呼びかけるなどの啓発活動を行いました。

また、業務終了後には、本部および各店舗周辺において、社会貢献活動の一環として、役職員による一斉清掃活動を行いました。

■ 特殊詐欺未然防止を呼びかける啓発活動

本店営業部では、近江八幡警察署および警友会の協力のもと、滋賀県警マスコット「けいたくん」も登場し、啓発活動を行いました。



■ 役職員による一斉清掃活動

社会貢献活動の一環として、本部および各店舗周辺において役職員による一斉清掃活動を行いました。



しがちゅうしん女性活躍の取り組み

女性がより一層

輝ける社会を目指してー。

滋賀県女性活躍推進企業

2つ星企業として平成29年の認証後、令和3年10月に更新の認証を受けました。女性活躍推進法に基づき女性の活躍を推進するための行動計画の策定・届出・公表および女性活躍に関する情報の公表等、働きやすい職場づくりの推進に取り組んでいます。



女性活躍推進状況

令和8年3月末現在

女性の
育児休業
取得率
100%

育休・産休
から復帰した
女性の割合
100%

管理職
候補者
女性比率
73.9%

滋賀中央信用金庫 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が様々な部署で能力を発揮し、キャリアアップしていくため、次のように行動計画を策定しました。

計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日 課題 1. 管理職に占める女性の割合 …… **35%以上**
2. 平均残業時間 …… **5時間未満**

〈取組内容と実施時期〉

[課題1] 管理職に占める女性の割合		[課題2] 平均残業時間	
平成30年4月以降	定期的に女性部会を開催 エリア別女性会議での意見の検討と分析 「働きやすい職場」や「モチベーションアップ」に繋げる	令和2年4月	全店統一定時退庫日 月4日の設定
平成30年8月	女性管理職対象の研修を実施	令和3年7月	自営PCでの『使用可能時間制限』 および『PCの強制シャットダウン』
平成31年1月	女性向け自主勉強会「女性活躍推進とホスピタリティ」開催	令和4年4月	全店統一定時退庫日 月5日の設定
平成31年4月	女性管理職に占める割合 30.3% (前回目標 30%以上達成)	令和7年4月	平均残業時間 5時間未満を 目標とする
令和元年10月	女性部会にて「産休産後・育児休暇についてのしおり」作成 窓口セールス・対応 勉強会実施		
令和2年3月	女性管理職に占める割合 33%以上を目標とする		
令和6年4月	女性管理職に占める割合 34.5% (前回目標 33%以上達成)		
令和7年3月	女性管理職に占める割合 35%以上を目標とする		

女性活躍推進法に基づく行動計画の詳細は、
当金庫ホームページをご覧ください。

女性活躍01

イクボス宣言

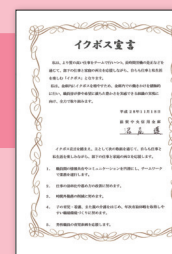


滋賀県イクボス宣言企業

私は、より質の高い仕事をチームで行いつつ、長時間労働の是正などを通じて、部下の仕事と家庭の両立を応援しながら、自らも仕事と私生活を楽しむ「イクボス」となります。
私は、金庫内にイクボスを増やすため、金庫内での働きかけを積極的に行い、職員皆が夢や希望に満ちた豊かさを実感できる組織の実現に向け、全力で取り組みます。

イクボス宣言を踏まえ、主として次の取り組みを通じて、自らも仕事と私生活を楽しみながら、部下の仕事と家庭の両立を応援します。

1. 職員間の情報共有やコミュニケーションを円滑にし、チームワークで業務を遂行します。
2. 仕事の効率化や進め方の改善に努めます。
3. 時間外勤務の削減に努めます。
4. 子の育児・看護、また親の介護をはじめ、年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくりに努めます。
5. 男性職員の育児参画を応援します。



IkuBoss



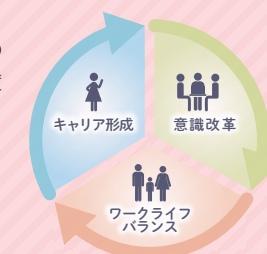
「イクボス」とは

部下の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に理解があり、自らも仕事と私生活を充実させている上司のことです。

女性活躍02

ワークライフバランス

当金庫はワークライフバランスを考慮し、職員のより良い人生を目指します。職員が家庭と仕事を両立し、個々のライフイベントに左右されず仕事で活躍できるよう、育児休業制度や介護休業制度などのワークライフバランスに配慮した制度や支援の拡充に努めています。



Work Life Balance

女性活躍03

女性活躍宣言！ （女性部会の設置）

平成27年4月に発足した「女性部会」を中心に、ワークショップを開催し、職員の多様な働き方を支援し、家庭と仕事を両立できるよう、様々な取り組みを応援しています。



Women's Subcommittee



総代会

■ 総代会制度について

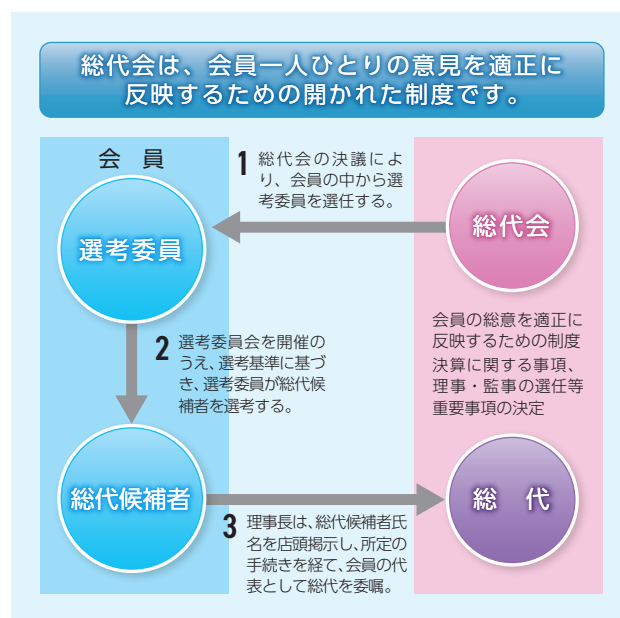
信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫の会員数はたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。

そこで、当金庫では会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しています。この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任地域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、様々な経営改善に取り組んでいます。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

■ 総代会の仕組み



■ 第113期通常総代会の決議事項

令和8年6月17日に開催されました第113期通常総代会において、下記の事項の報告ならびに次の議案が承認・可決されました。

【報告事項】

第113期(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

【決議事項】

- 第1号議案 剰余金処分案承認の件
 第2号議案 定款一部変更の件(1)
 第3号議案 定款一部変更の件(2)
 第4号議案 会員除名の件
 第5号議案 理事任期満了につき理事10名選任の件
 第6号議案 監事任期満了につき監事4名選任の件



■ 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っています。

そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選考されます。

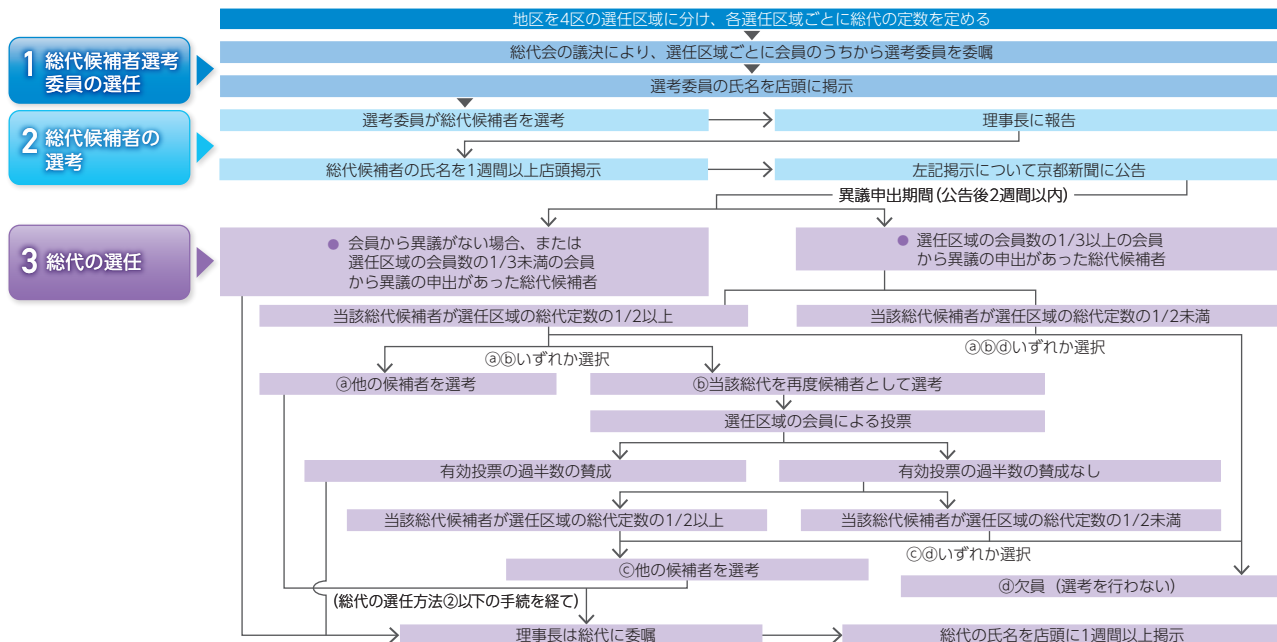
- ①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ②選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③上記②により選考された総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)。

■ 総代候補者選考基準

当金庫は、総代候補者を選考するにあたり、「総代候補者選考基準」に基づき、総代にふさわしい候補者を会員の中から公正に選考しています。

- ①資格要件
 - 当金庫の会員であること
 - 就任時点で75歳を超えていない者
- ②適格要件
 - 総代としてふさわしい見識を有している者
 - 良識をもって正しい判断ができる者
 - 人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している者
 - その他総代選考委員が適格と認めた者

■ 総代が選任されるまでの手続について



■ 総代とその任期・定数について

- ① 総代の任期は3年です。
- ② 総代の定年は75歳です。
- ③ 総代の定数は110人以内で、会員数に応じて各選任地域ごとに定められています。令和8年3月31日現在の総代は103人で、会員数は25,298人です。

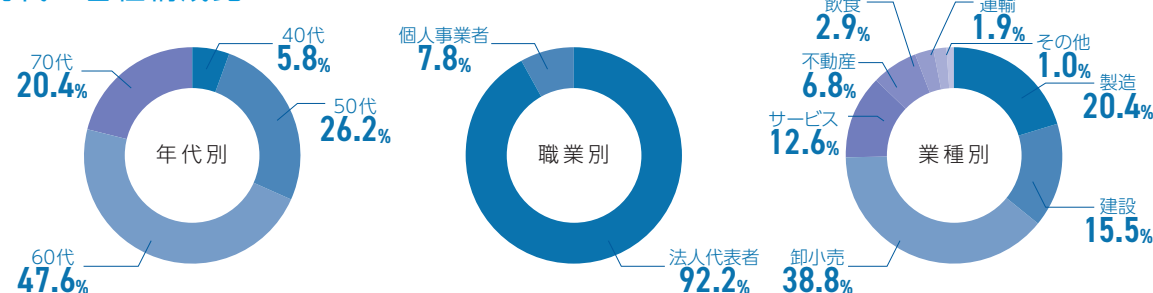
総代選任地区および総代氏名

総代総数103人 令和8年3月31日現在(敬称略・順不同)

選任地区	定数	氏名
第1区 長浜市、米原市、彦根市	34人以内	一圓外志夫③ 小出 英樹⑤ 藤田 武史⑤ 上田健一郎④ 上田 義孝④ 馬場 啓次⑧ 大西 和弥③ 那須 賢司③ 上田 邦浩④ 田中 由一⑥ 田井中 徹① 市田 和彦② 北村 篤司③ 林 秀光⑧ 今村 英二④ 角田 孝幸⑦ 大菅 良治⑥ 早川 隆士⑧ 中川 寛之① 宮川 知子② 田中 幸一⑧ 熊木 治⑥ 辻井 正嗣① 大澤 隆典① 小野 慎一④ 安居 秀泰④ 中川 陽介① 堀江 達哉① 田中 寿信③ 伊関 新一③ 松宮 悠介①
第2区 犬上郡、愛知郡、東近江市	13人以内	西澤 誠⑧ 中島 智宏③ 梅田 克則② 高橋 正夫③ 坪田 康基① 木村 慶之④ 薩山雄一郎② 西村 正司③ 森野 隆③ 宮川 博史③ 谷川 裕一③ 北川 豊④ 生田 秀良②
第3区 近江八幡市、蒲生郡	33人以内	乾 哲典⑤ 辻 雄一⑤ 山本 昌仁③ 五十子英雄⑤ 長谷川 卓③ 太田 直樹⑥ 和田 一浩⑥ 嶋川 敏之④ 川崎 孝雄⑦ 丹羽 茂③ 竹内 彰① 喜多 利弘⑤ 高木 潔② 西村清五郎② 太田 誠人① 下井 茂文③ 川西 豪志④ 平尾 貞幸③ 秋村 洋① 田中 康博⑥ 井狩 繁樹⑤ 定松 博文⑦ 野瀬 正樹① 菱田 善弘⑥ 塚本 毅⑦ 廣瀬 直次⑥ 中島 弘雅① 辻 喜司雄⑥ 浦口 清次⑥ 村田 茂紀④ 川村 純市④ 安井 肇⑥
第4区 野洲市、守山市、草津市、 栗東市、湖南市、甲賀市、 大津市、高島市	30人以内	大崎 裕士⑤ 佐々木 博⑦ 梅景 俊之⑦ 藤田 憲司② 岡田 学① 北野 貞裕② 山口 俊和② 鶴飼 重樹④ 中西壮一郎⑧ 北村 齊③ 三久保佳辰② 長谷川成幸⑥ 西村 忠浩① 中森 寛② 木戸協輔③ 三久保清行③ 坂口 重良⑧ 中村 泰弘④ 片岡 芳規③ 今井 秀之⑦ 佐野 広則① 酒井 晩隆① 吉川 喜彦④ 堤 末彦⑧ 田中 義信① 三品 勝裕⑥ 中瀬 誠②

(氏名の後の数字は平成16年7月合併後の就任回数)

総代の各種構成比



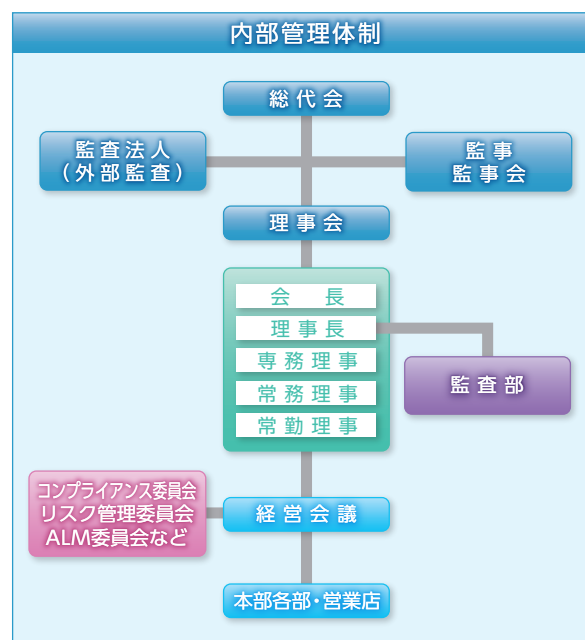
内部管理態勢とコンプライアンス態勢

■ 内部管理態勢

当金庫では、信用金庫法第36条第5項第5号および同法施行規則第23条に基づき、業務の健全性および適切性を確保するための基本方針として「内部管理基本方針」を定め、体制の整備と実効性の確保に努めています。

内部管理基本方針

- ①この金庫の理事および職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ②この金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ③この金庫の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ④この金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ⑤この金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- ⑥この金庫の監事の職務を補助すべき職員のこの金庫の理事からの独立性および当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ⑦この金庫の理事および職員がこの金庫の監事に報告をするための体制その他のこの金庫の監事への報告に関する体制
- ⑧この金庫の監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ⑨この金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ⑩その他この金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制



(総代会)

詳しくはP17～18をご覧ください。

(理事会)

経営に関する方針やその他重要事項を決定するほか、理事の職務の執行を監督します。

(監事・監事会)

監事は、監事会で策定された監査方針に基づき、理事会をはじめとする重要な会議への出席や業務および財産の状況調査を通じて、理事等の職務執行状況を監査します。

(外部監査)

外部監査は、有限責任監査法人トーマツに依頼しており、監査人として独立した立場から財務諸表に対する監査を受けています。

(経営会議)

経営会議は基本方針に基づいて、具体的執行方針を確立するために、経営に関する重要な事項を協議します。

(内部監査体制)

理事長直轄で被監査部門から独立した監査部が、適切性・有効性の観点から内部監査を実施し、問題点の改善提言を通じて業務の健全性の確保と効率性の向上を図ります。

■反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

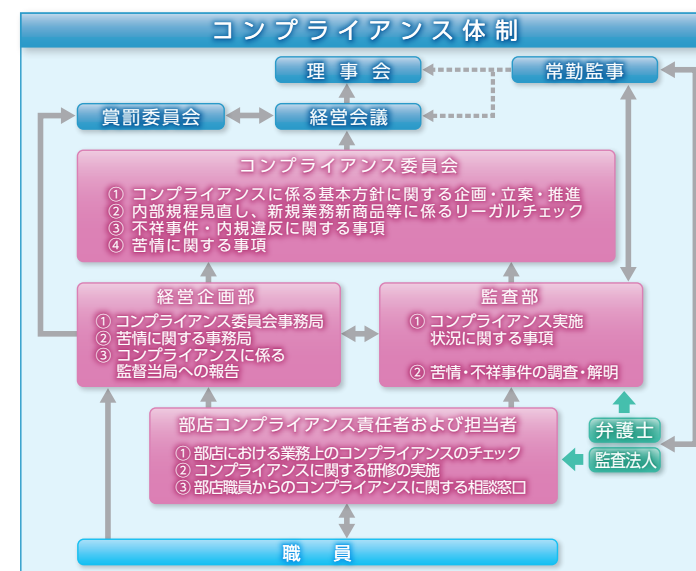
1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。
6. いかなる理由があっても、事案を隠ぺいするための反社会的勢力との裏取引は、絶対に行いません。

■ コンプライアンス（法令等遵守）態勢

金融機関の社会的責任や企業倫理のあり方が厳しく問われている現在、当金庫は、コンプライアンスを確立し実践することが、地域の皆さまの信頼を得るとともに、経営の健全性確保につながるとの基本認識に基づき、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置づけて、高い企業倫理と遵法精神に則った経営に努めています。

具体的には、「倫理規程」、「コンプライアンス規程」および「コンプライアンスマニュアル」を制定し、統括部署をコンプライアンス委員会、事務局を経営企画部としています。毎年「コンプライアンスプログラム実施計画表」を作成し、それに基づいてコンプライアンスに関する規程の整備、役職員の研修等を実施しています。

今後も、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にそむくことのない企業風土の醸成のために、役職員一丸となって取り組んでまいります。



■ 利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が別に定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」という。)し、お客さまの利益を保護するとともに、お客さまの信頼を向上させるため、以下の事項を遵守します。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として、利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またはこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ① 管理対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ② 管理対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③ 管理対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④ 管理対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関する取り組み

■ マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策

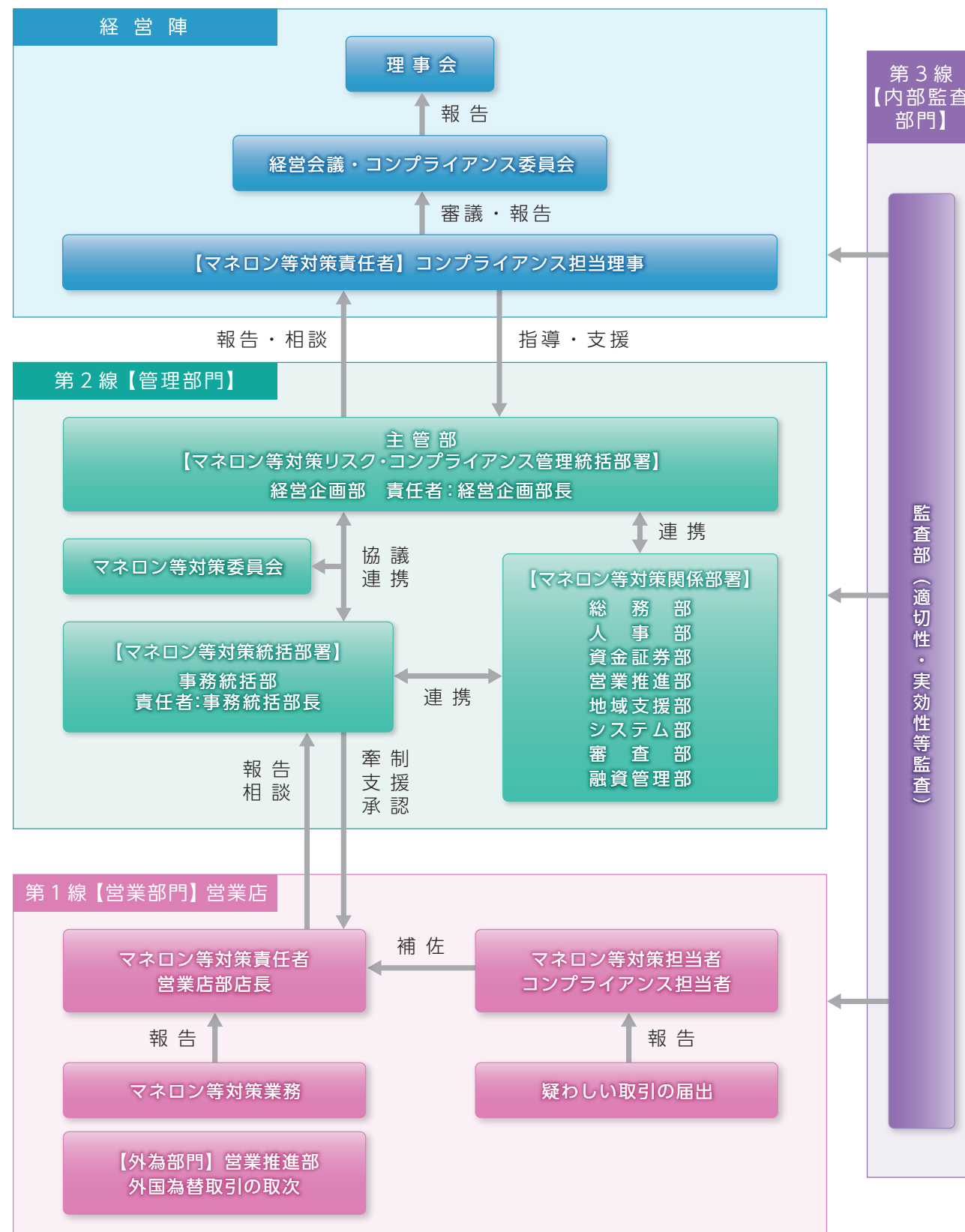
当金庫は、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し金融市場に対する信頼を確保するため、犯罪による収益の移転防止に関する法律等を遵守するとともに、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与、拡散金融の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、誠実かつ公正に業務を遂行するための内部管理態勢を構築しています。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ポリシー

滋賀中央信用金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与、拡散金融(以下、「マネロン・テロ資金供与」といいます。)の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

- 1. 運営方針**
 当金庫は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。具体的には、経営陣は組織全体で連携・協働してマネロン・テロ資金供与のリスクを特定・評価するための枠組みの構築、各部門の利害調整、マネロン・テロ資金供与リスクの特定・評価を実施するための指導・支援、マネロン・テロ資金供与リスクの評価結果を踏まえた方針・規程の策定、またこれらの方針・規程・手順等に基づき定める顧客管理、記録保存等の具体的な手法の策定、更に、マネロン・テロ資金供与リスクを適切にコントロールするために必要となる経営資源の配分等について、主導性を発揮します。
 また当金庫のマネロン・テロ資金供与リスクが変化した際や、運営上の課題が確認された場合には、改めて方針・規程・手順等の見直しを検討し、マネロン・テロ資金供与対策の実効性を高める対応態勢を構築します。
- 2. 管理態勢**
 当金庫におけるマネロン・テロ資金供与対策の主管部は経営企画部とし、各部や営業店等と連携を図りマネロン・テロ資金供与対策に取組みます。
- 3. リスクベース・アプローチ**
 リスクベース・アプローチの考え方に基づき、当金庫が直面しているマネロン・テロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。
- 4. 顧客の管理方針**
 適切な取引時確認を実施し、顧客や取引のリスクに即した対応策を実施する態勢を整備します。また、顧客から定期的な情報収集、取引時の記録等から取引実態等を定期的に調査・分析することで、継続的な顧客管理による対応策の見直しを図ります。
- 5. 疑わしい取引の届出**
 営業店からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した取引を基に、顧客の属性、取引時の状況等を総合的に検証・分析することで、疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、当局に速やかに疑わしい取引の届出を行います。
- 6. 資産凍結の措置**
 テロリスト等に対する資産凍結等の措置を適切に実施します。
- 7. 役職員の研修**
 継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。
- 8. 実効性の検証**
 マネロン・テロ資金供与対策の管理態勢について、主管部による営業店、ATM等における対策の実効性を定期的に検証し、対策の実効性確保に向けた改善を進めるとともに、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。
- 9. 顧客からの理解促進**
 顧客からの定期的な情報収集に向けて、当金庫のホームページ、営業店等を通じて、顧客からの理解を得るための周知、広報活動に取組みます。

■ マネー・ローンダリング／テロ資金供与対策に係る管理態勢 組織図



顧客保護等の管理態勢

■顧客保護等管理方針

1. 当金庫は、お客さまの自由な意思を尊重し、お客さまの資産、当金庫との取引に係るお客さまの情報およびその他の利益を保護するため、ここに顧客保護等管理方針を定め、誠意を以って対応する。
2. お客さまとの取引に際しては、法令等にしがいい金融商品の説明および情報提供を適切かつ十分に行う。
3. お客さまからの相談又は苦情等については、顧客サポート等の担当部署において、適切かつ十分に取扱う。
4. お客さまに関する情報については、法令等にしがいい適切に取得し、安全に管理する。
5. お客さまとの取引に関連して、当金庫の業務を外部委託することについては、お客さまの情報その他の利益を守るため、「外部委託管理責任者」を設置し、適切に外部委託先を管理する。

■金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際して、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明いたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気付きの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

■個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

■サイバーセキュリティ取組方針

当金庫は、サイバーセキュリティリスクへの対応が重要な経営課題であると認識し、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）、サイバーセキュリティ経営ガイドライン（平成27年経済産業省）、その他サイバーセキュリティに関する関係諸法令を遵守するとともに、その継続的な体制整備に努めます。

1. 経営陣は、サイバーセキュリティリスクを認識し、自らリーダーシップを発揮し、対策を推進します。
2. 業務委託先を含めたセキュリティ対策の整備に努めます。
3. サイバーセキュリティ対策にかかる情報連携・情報開示に努めます。

■金融犯罪防止の取り組み 当金庫は金融犯罪を防止するため様々な取り組みを行っています。

ATMによる1日当たりの出金ご利用限度額と出金回数（個人のお客さま）

キャッシュカードの盗難や偽造により預金引き出される被害が多発しています。お客さまの大切なご預金をお守りするため、ATMによる1日当たりの出金ご利用限度額と1日当たりの出金回数（個人のお客さま）の上限を、口座単位で指定することができます。

【ATMのご利用限度額（1日当たり1口座ごと）】

	ICカード
現金払出し	50万円
振込	50万円

- ・ATM振込の1日のご利用限度額は、届出により200万円まで変更できます。
- ・ICカードの1日のご利用限度額は、届出により200万円まで変更できます。
- ・1日のご利用限度額・回数を設定することができます。
- ・満65歳以上で過去1年以上キャッシュカードにて振込がない個人のお客さまで、届出がない場合の振込ご利用限度額はそれぞれ10万円となります。
- ・満65歳以上で過去1年以上、他行（当金庫以外）ATMにてご利用がない場合、他行ATMでの出金限度額は1日10万円となります。

※1日のご利用限度額・回数の変更をご希望のお客さまは窓口へお申し出ください。

■振り込め詐欺救済法への対応

「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（略称：「振り込め詐欺救済法」）」により、振り込め詐欺等の被害に遭われた方への被害回復分配金の支払いが可能となっております。分配金の請求はお客さまご自身が振込先金融機関に向いて行っていただく必要がございます。

当金庫では振り込め詐欺・還付金詐欺などにより当金庫から振込をされた方、または当金庫の口座へ振込された被害者の方に対してのお問い合わせ窓口を設けております。

【振り込め詐欺救済法 お問い合わせ窓口】

事務統括部 ◆電話番号：0749-35-1120
◆受付時間：月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）9:00～17:00

【通帳・キャッシュカード等の紛失・盗難・偽造に遭われた場合の連絡窓口】

◆平日の営業時間内（8:45～17:00） お取引店へご連絡ください
◆時間外受付：しんきんATM監視センター（キャッシュカード紛失共同受付センター）
◆電話番号：06-6454-6631

■金融ADR制度（裁判外紛争解決制度）への対応

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからのご相談・苦情・紛争等を営業店または経営企画部で受け付けています。

1. お客さまのお申し出に対する当金庫の対応

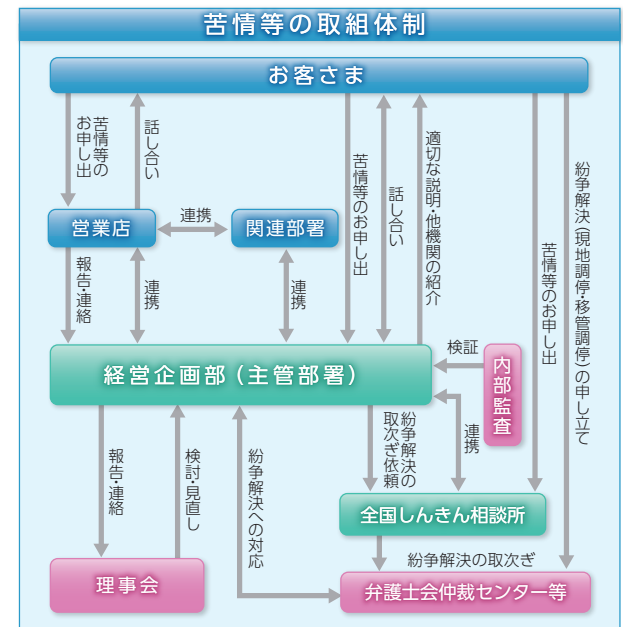
- (1) 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえで、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
- (2) 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
- (3) 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止に努めます。苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

【滋賀中央信用金庫 経営企画部】

住 所	彦根市小泉町34-1
電話番号	0749-35-1000
受付時間	月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

※お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまとの取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

2. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記経営企画部にご相談ください。



【全国しんきん相談所（一般社団法人全国信用金庫協会）】

住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
電話番号	03-3517-5825
受付時間	月曜日～金曜日（祝日、年末年始除く）9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

3. 滋賀弁護士会が設置運営する和解あっせんセンター、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、経営企画部または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

名 称	滋賀弁護士会 和解あっせんセンター	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒520-0051 滋賀県大津市梅林1-3-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	077-522-2013	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付時間	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00、13:00～15:00 ※2025年11月1日から当面の間 会館修繕工事のため新規申立受付中止 （2026年10月頃、工事終了予定）	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～17:00

4. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。
なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫経営企画部にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページをご覧ください。

- (1) 現地調停 東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。
- (2) 移管調停 当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

リスク管理態勢

■リスク管理の態勢

金融の自由化・国際化の進展や技術革新に伴い、金融機関の業務は益々多様化、高度化しており、日常業務において管理すべきリスクはこれまで以上に増大してきており、リスク管理の充実が最重要課題の1つになっています。

こうした状況のもと、当金庫は、経営環境の変化に迅速かつ適切に対応しつつ経営の健全性を確保するため、リスク管理規程および各リスク管理要領を制定し、統括部署としてリスク管理委員会を設置しリスクの一元管理を行う等、リスク管理の強化を図るとともにリスクを個別に管理するのではなく、異なる種類のリスクを共通の尺度で計量化し、これを経営体力(自己資本)の範囲内に収める統合的リスク管理態勢を確立するため、「統合的リスク管理規程」および「統合的リスク管理基準」を制定しています。

当金庫は、日常業務において内在するリスクを把握・評価し、適切に対応するため、以下のとおりの基本方針を定めています。

(1) 健全経営

当金庫は、健全かつ安定した経営を行うため、低リスクを基本とした資産・負債の総合管理を徹底し、自己資本の充実に努める。

(2) リスクの極小化

当金庫は、リスクの分散・コントロールを行い、リスクの極小化に努める。

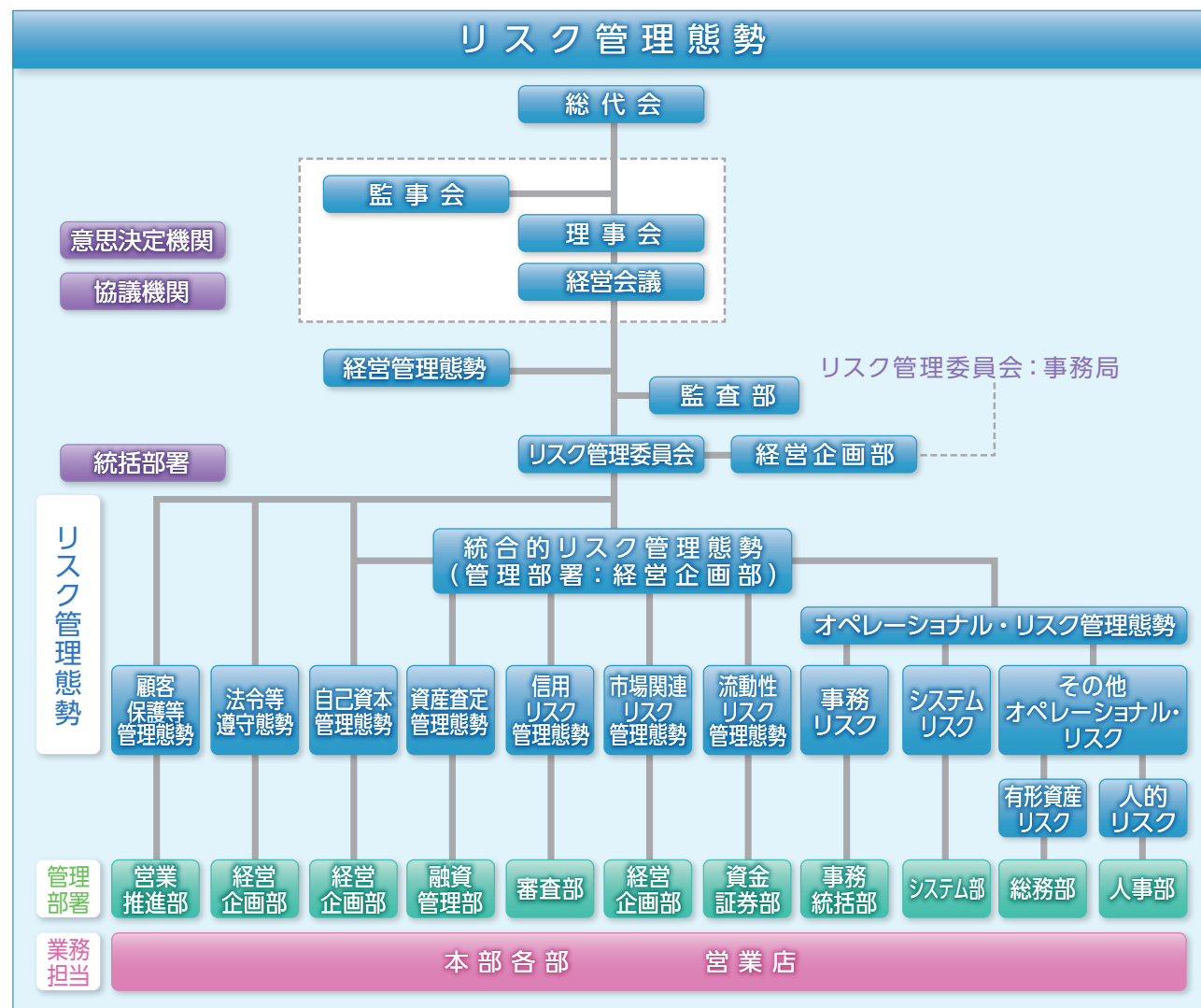
(3) 適正なリスク

当金庫は、統合的なリスク管理の徹底により、リスクの総量が当金庫の体力を上回らないよう適切に管理する。

(4) 安定収益の確保

当金庫は、統合的なリスク管理の徹底により、リスクに見合った適切な収益を確保するとともに収益の安定化を図る。

本方針のもと、リスク管理を徹底し、地域金融機関としての信頼を一層高められるよう努めます。



■統合的リスク管理態勢

統合的リスク管理とは、金融機関の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスクも含めて、それぞれのリスク・カテゴリー毎に評価したリスクを総体的に捉え、自己資本と対比することにより、自己管理型のリスク管理を行うことをいいます。

当金庫は、バーゼルⅢの指針に基づき、自己資本比率を算出するとともに、「第二の柱」の要求事項である金融機関が自らの規模や特性に照らし、内包するリスクを総合的に捉え、自主管理を行う「統合的リスク管理態勢」を構築しています。

1.信用リスク

信用リスク管理は自己査定 of 債務者区分および分類結果、企業格付等に基づいてリスクを適正に把握し、適切なポートフォリオ管理等に反映させることを基本方針としています。

手続の概要としては、企業信用格付から算出されるデフォルト確率(PD)に基づき、非期待損失率(UL)等の信用リスクを計測し、自己査定による債務者区分から算出される貸倒引当金の状況の適切性、また、当金庫の自己資本に及ぼす影響等を管理しています。貸倒引当金は、当金庫の定める「資産自己査定規程」および「償却・引当の基準」に基づき、正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てています。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てています。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てています。

2.市場リスク

金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランス含む)の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。市場リスクは金利ショックを信頼区間99%、保有期間120営業日、観測期間5年で計算されるVaRによりリスク量を算出しています。

なお、市場リスク量の算出においては、金利、株式等のリスク・ファクターの相関関係を考慮しています。

3.オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクの算出手法については、当金庫は標準的計測手法を採用しています。

オペレーショナル・リスク量 = 直近3年間の事業規模要素(BIC)の平均値×内部損失乗数(ILM)

オペレーショナル・リスク・アセットについてはオペレーショナル・リスク量÷8%で算出しています。

当金庫のオペレーショナル・リスクについては、次のリスクを管理しています。

●事務リスク

役職員が事務ミス、或いは事故・不正等を起こすことにより金庫が損失を被るリスクのことをいいます。事務リスク管理においては、常に事務リスク発生の危険度を把握し、規程の整備指導を図るとともに、厳正な事務管理に努めています。

●システムリスク

コンピュータ・システムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い金庫が損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより金庫が損失を被るリスクをいいます。当金庫の情報資産保護のための管理体制を整備し、適切なシステムリスク管理運営を図るものとし、すべての役職員は、システムリスク管理の重要性を認識し、そのリスクを極小化するため、諸規程、事務取扱要領等を厳守し、行動しています。

●有形資産リスク

災害・その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害等により、金融機関が損害を被るリスクのことをいいます。当金庫は、平時の管理と緊急時の体制を確立し当金庫が災害等の事象から生じる有形資産の毀損・損害等から直面する有形資産のリスクを認識し、適切な管理を行っています。

●人的リスク

不祥事件から生じる経営への影響・風評リスク、人事運営上の不公平・不公正(報酬・手当・解雇等の問題)から生じる労務問題、健康面・メンタルヘルスにかかる休業等のリスク、差別的行為(セクシャルハラスメント・パワーハラスメント)から生じる損失・損害を被るリスクをいい、人事部による人的リスクの管理および環境整備を図っています。

4.流動性リスク

予期せぬ資金の流出等により、通常よりも著しく高い金利で資金調達を余儀なくされる等により金庫が損失を被るリスクをいいます。流動性リスク管理においては、当金庫の資金調達・運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰り体制を目指しています。

金庫の概況・役員および組織に関する事項

■当金庫の概要

創 立	大正3年6月2日
出資金	12億71百万円
店 舗	本部：滋賀県彦根市小泉町34番地1
	本店：滋賀県近江八幡市桜宮町198番地
	支店：彦根市 9店舗・1出張所
	近江八幡市 4店舗・1出張所
	守山市 3店舗
	栗東市 1店舗
	草津市 2店舗
	大津市 1店舗
	東近江市 1店舗
	野洲市 2店舗
	蒲生郡 1店舗
	愛知郡 2店舗
	犬上郡 2店舗
営業地区	合 計 31店舗
営業地区	滋賀県

(令和8年3月末現在)



■主要な事業の内容

1. 預金又は定期積金の受入れ
2. 会員に対する資金の貸付け
3. 会員のためにする手形の割引
4. 法令の定めるところによる地方公共団体、金融機関その他会員以外の者に対する資金の貸付けおよび手形の割引
5. 為替取引
6. 上記1～5の業務に付随する債務の保証又は手形の引受けその他信用金庫業務に付随する業務
7. 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記6により行う業務を除く。）
8. 担保付社債信託法その他の法律により信用金庫が営むことのできる業務
9. その他前各号の業務に付帯又は関連する業務

■理事・監事の氏名および役職名

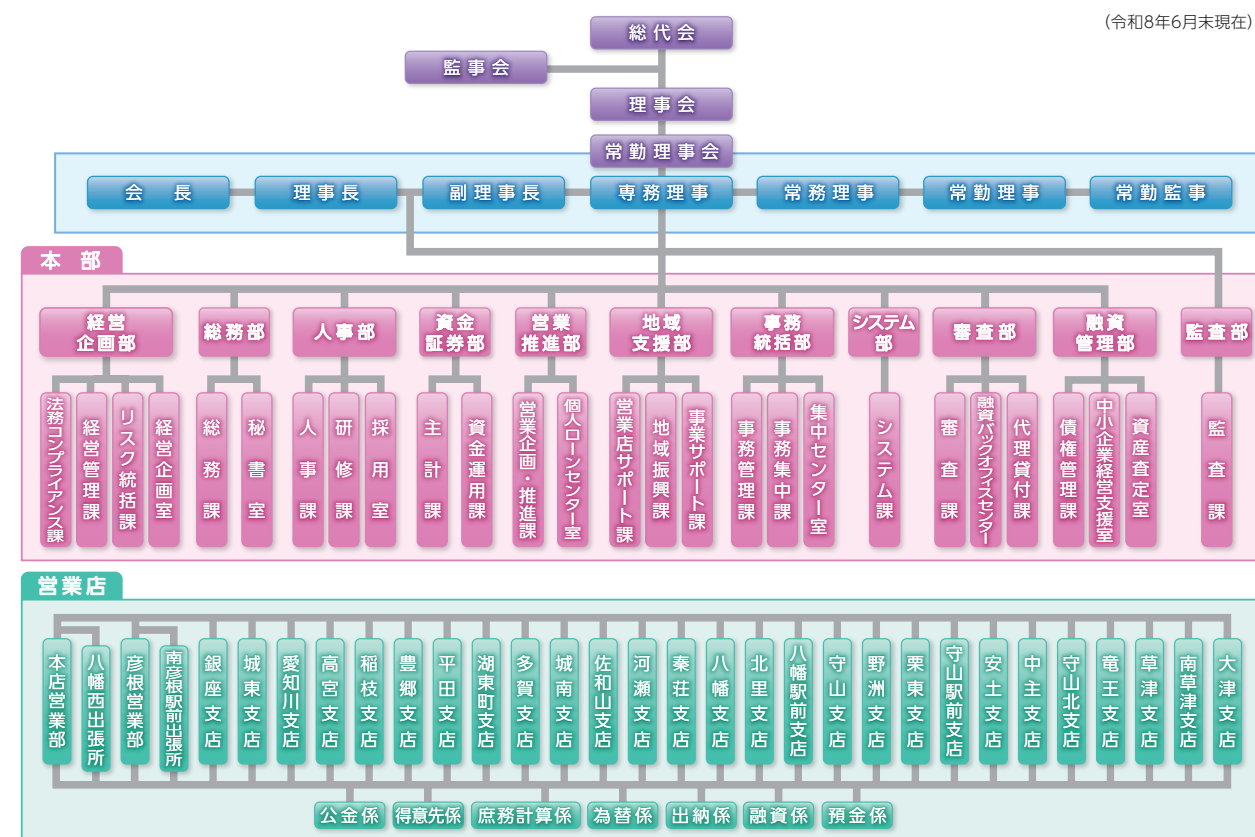
会 長 (代表理事)	沼 尾 護	理 事 (常 勤)	若 林 暢	常 勤 監 事	中 村 隆 裕
理 事 長 (代表理事)	岩 崎 哲 雄	理 事 (常 勤)	阪 井 重 雄	監 事 (非 常 勤)	尾 賀 康 裕
常 務 理 事 (代表理事)	木 村 茂	理 事 (常 勤)	岸 川 博 紀	監 事 (非常勤・員外)	高 橋 一 浩
常 務 理 事 (常 勤)	小 野 田 広 徳	理 事 (常 勤)	白 井 昌 幸	監 事 (非常勤・員外)	岡 根 孝 明
常 務 理 事 (常 勤)	北 村 栄 宏	理 事 (常 勤)	堤 康 成		

※理事 阪井重雄は信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※監事 高橋一浩および岡根孝明は信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

(令和8年6月末現在)

■事業の組織



■報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しています。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しています。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しています。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っています。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めています。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
-----	------

対象役員に対する報酬等 218

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は10名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」153百万円、「賞与」11百万円、「退職慰労金」64百万円となっています。
なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。
「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めています。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号および第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めています。
2. 「同等額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。
3. 令和7年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

財務諸表

■ 貸借対照表

(単位：百万円)		
科 目	令和6年度	令和7年度
	令和7年3月31日現在	令和8年3月31日現在
(資産の部)		
現 金	5,500	6,392
預 け 金	64,536	61,865
買 入 金 銭 債 権	3,349	3,326
有 価 証 券	152,541	149,035
国 債	11,557	13,040
地 方 債	22,053	24,833
社 債	54,810	52,764
株 式	572	1,163
そ の 他 の 証 券	63,546	57,233
貸 出 金	273,772	277,349
割 引 手 形	844	470
手 形 貸 付	15,922	14,283
証 書 貸 付	249,614	254,448
当 座 貸 越	7,391	8,148
そ の 他 資 産	3,302	3,269
未 決 済 為 替 貸	93	152
信 金 中 金 出 資 金	2,484	2,484
未 収 収 益	408	447
未 収 還 付 法 人 税 等	102	—
そ の 他 の 資 産	213	185
有 形 固 定 資 産	6,874	6,626
建 物	3,507	3,342
土 地	2,792	2,792
リ ー ス 資 産	286	214
建 設 仮 勘 定	—	14
その他の有形固定資産	287	263
無 形 固 定 資 産	75	75
ソ フ ト ウ ェ ア	62	64
リ ー ス 資 産	2	1
その他の無形固定資産	10	10
繰 延 税 金 資 産	2,990	3,795
債 務 保 証 見 返	2,110	1,770
貸 倒 引 当 金	△3,842	△3,916
(うち個別貸倒引当金)	(△2,856)	(△2,980)
資 産 の 部 合 計	511,211	509,591

(単位：百万円)		
科 目	令和6年度	令和7年度
	令和7年3月31日現在	令和8年3月31日現在
(負債の部)		
預 金 積 金	475,674	478,492
当 座 預 金	8,857	7,782
普 通 預 金	182,951	184,804
貯 蓄 預 金	746	708
通 知 預 金	1,812	1,889
定 期 預 金	273,255	275,199
定 期 積 金	5,381	5,462
そ の 他 の 預 金	2,669	2,647
借 用 金	14,000	11,000
借 入 金	14,000	11,000
そ の 他 負 債	1,588	2,066
未 決 済 為 替 借	120	108
未 払 費 用	365	810
給 付 補 て ん 備 金	2	4
未 払 法 人 税 等	19	147
前 受 収 益	221	237
職 員 預 り 金	243	235
リ ー ス 債 務	327	241
資 産 除 去 債 務	22	22
そ の 他 の 負 債	265	257
賞 与 引 当 金	216	208
退 職 給 付 引 当 金	150	108
役員退職慰労引当金	162	166
預 金 払 戻 引 当 金	0	0
偶 発 損 失 引 当 金	73	135
債 務 保 証	2,110	1,770
負 債 の 部 合 計	493,975	493,948
(純資産の部)		
出 資 金	1,272	1,271
普 通 出 資 金	1,272	1,271
利 益 剰 余 金	22,773	23,239
利 益 準 備 金	1,274	1,274
その他利益剰余金	21,498	21,965
特 別 積 立 金	14,900	14,900
(奉仕基金積立金)	(100)	(100)
当期末処分剰余金	6,598	7,065
会 員 勘 定 合 計	24,045	24,510
その他有価証券評価差額金	△6,810	△8,868
評価・換算差額等合計	△6,810	△8,868
純 資 産 の 部 合 計	17,235	15,642
負債および純資産の部合計	511,211	509,591

■ 損益計算書

(単位：千円)		
科 目	令和6年度	令和7年度
	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日
経 常 収 益	6,249,135	7,492,545
資 金 運 用 収 益	5,324,478	6,586,846
貸 出 金 利 息	3,851,730	4,445,675
預 け 金 利 息	236,220	333,026
有価証券利息配当金	1,177,336	1,739,137
その他の受入利息	59,190	69,006
役 務 取 引 等 収 益	537,187	523,982
受入為替手数料	175,312	176,757
その他の役務収益	361,874	347,224
そ の 他 業 務 収 益	56,571	104,776
国債等債券売却益	149	33,689
その他の業務収益	56,421	71,087
そ の 他 経 常 収 益	330,898	276,940
償却債権取立益	145,930	16,832
株 式 等 売 却 益	147,508	259,119
その他の経常収益	37,459	988
経 常 費 用	5,415,113	6,672,904
資 金 調 達 費 用	439,487	1,192,357
預 金 利 息	412,334	1,153,773
給付補てん備金繰入額	1,512	5,902
借 用 金 利 息	18,661	26,724
その他の支払利息	6,979	5,957
役 務 取 引 等 費 用	293,763	303,958
支払為替手数料	41,347	41,738
その他の役務費用	252,415	262,220
そ の 他 業 務 費 用	436,416	582,859
国債等債券売却損	356,908	379,766
国債等債券償却	—	115,680
その他の業務費用	79,507	87,412
経 常 費	3,874,579	3,906,064
人 件 費	2,390,293	2,428,986
物 件 費	1,436,464	1,430,056
税 金	47,821	47,021
そ の 他 経 常 費 用	370,867	687,664
貸倒引当金繰入額	292,302	562,551
貸 出 金 償 却	3,090	1,291
株 式 等 売 却 損	51,741	55,401
株 式 等 償 却	—	1,106
その他の経常費用	23,732	67,314
経 常 利 益	834,021	819,640

(単位：千円)		
科 目	令和6年度	令和7年度
	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日
特 別 損 失	28,489	3,205
固 定 資 産 処 分 損	28,489	3,205
税 引 前 当 期 純 利 益	805,532	816,435
法人税、住民税および事業税	142,077	304,647
法 人 税 等 還 付 税 額	△102,483	—
法 人 税 等 調 整 額	270,506	7,231
法 人 税 等 合 計	310,100	311,878
当 期 純 利 益	495,431	504,556
繰越金（当期首残高）	6,103,191	6,560,451
当 期 末 処 分 剰 余 金	6,598,622	7,065,008

■ 剰余金処分計算書

(単位：千円)		
科 目	令和6年度	令和7年度
	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日
当 期 末 処 分 剰 余 金	6,598,622	7,065,008
剰 余 金 処 分 額	38,170	38,125
普 通 出 資 に 対 する 配 当 金	(年3%) 38,170	(年3%) 38,125
繰越金（当期末残高）	6,560,451	7,026,883

※ 詳細な計数資料等につきましては、「資料編」として
当金庫ホームページに掲載しております。

しがちゅうしんについて

■ 滋賀中央信用金庫の沿革

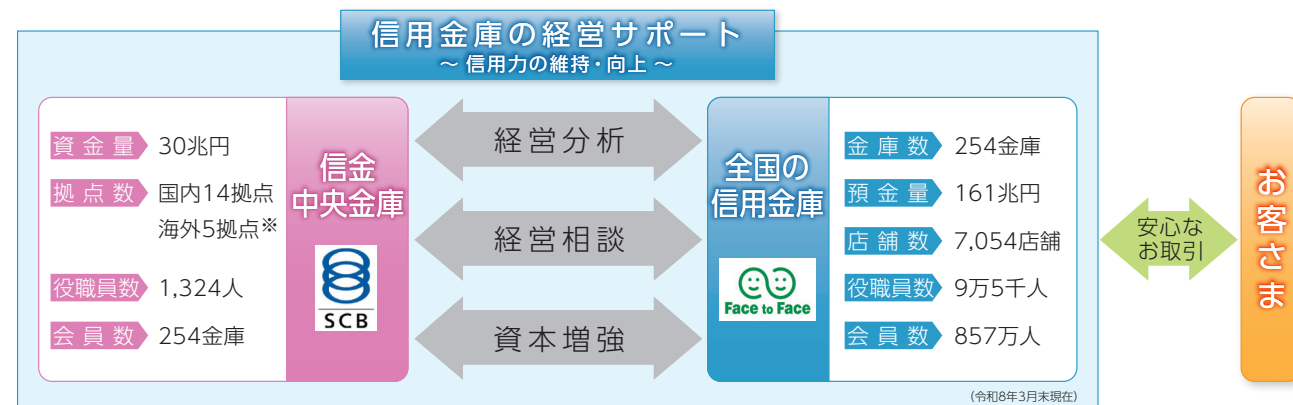
大正 3年 6月	産業組合法による有限責任彦根信用組合創立	平成 元年 11月	旧近江八幡信用金庫南支店 (現八幡駅前支店)新築移転
7年 4月	芹中出張所(現銀座支店)開設	2年 8月	旧彦根信用金庫南支店(現城南支店)開設
11年 12月	産業組合法による有限責任八幡町信用組合創業	4年 2月	守山北支店開設
昭和 18年 8月	芹中出張所を川原町出張所へ名称変更	5年 3月	佐和山支店開設
26年 10月	信用金庫法による彦根信用金庫に組織変更	6年 3月	竜王支店開設
27年 3月	信用金庫法による近江八幡信用金庫に組織変更	12月	河瀬支店開設
9月	守山支店開設	8年 4月	ビバシティ彦根内に南彦根駅前出張所を開設
28年 7月	旧彦根信用金庫東支店(現城東支店)開設	11年 11月	秦荘支店開設
31年 4月	愛知川支店開設	16年 7月	旧彦根信用金庫と旧近江八幡信用金庫が 合併し新生「滋賀中央信用金庫」 「しがちゅうしん」スタート
7月	北里出張所開設	12月	総預金3,000億円を達成
32年 11月	旧近江八幡信用金庫本店(現八幡支店)新築	17年 11月	草津支店開設
34年 7月	川原町出張所、支店に昇格	20年 12月	南草津支店開設
40年 4月	北里出張所、支店に昇格	21年 12月	総預金3,500億円を達成
11月	旧近江八幡信用金庫南支店 (現八幡駅前支店)開設	25年 1月	八幡西支店を八幡西出張所に変更
41年 8月	旧彦根信用金庫本店 (本部および彦根営業部)新築移転	26年 5月	八幡支店新築移転
44年 4月	野洲支店開設	27年 6月	総預金4,000億円を達成
46年 7月	川原町支店を銀座支店に名称変更	29年 5月	豊郷支店新築移転
12月	高宮支店開設	30年 11月	大津支店開設
50年 10月	栗東支店開設	令和 元年 5月	守山駅前支店新築移転
51年 11月	稲枝支店開設	6月	総預金4,500億円を達成
53年 4月	守山支店新築移転ならびに本町支店 (旧守山支店)開設	2年 3月	「しがちゅうしん SDGs宣言」の策定
55年 10月	北里支店新築移転	5月	本部・彦根営業部新築移転
56年 11月	豊郷支店開設	3年 3月	南彦根駅前出張所を彦根営業部に統合 (店舗内店舗方式)
57年 5月	安土支店開設	8月	八幡西出張所を本店営業部に統合 (店舗内店舗方式)
11月	旧近江八幡信用金庫本店を新築移転し、 旧本店を八幡支店に名称変更	9月	秦荘支店を愛知川支店に、守山北支店を 守山支店に統合(店舗内店舗方式)
58年 11月	平田支店開設	4年 5月	愛知川支店・秦荘支店を新築移転
60年 4月	湖東町支店開設		
11月	本町支店を守山駅前支店に名称変更し 移転開設		
62年 6月	八幡西支店(現八幡西出張所)開設		
12月	多賀支店開設		
63年 11月	中主支店開設		

■ 業界ネットワーク



信金中央金庫

信金中央金庫は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関で、信用金庫の中央金融機関として、1950年に設立されました。信金中央金庫は、「信用金庫の中央金融機関としての役割」と「個別金融機関としての役割」を併せ持つ金融機関として、会員信用金庫と一体となって業務を行っています。また、2000年には優先出資を東京証券取引所に上場しています。



※2026年5月1日付で「ホーチミン駐在員事務所」を開設したことに伴い、2026年5月末時点の海外拠点数は6拠点となります(海外グループ会社を含む)。

■ 機能

1. 持続可能な社会を実現する機能

信用金庫がお客さまのためにに行っている多様な業務をサポートし、顧客ニーズの多様化・高度化に信用金庫が迅速に対応できるよう、中小企業のビジネスマッチングや海外展開、個人の資産形成や相続、地域創生やデジタルの活用などに取り組んでいます。

2. 信用金庫のセントラルバンク機能

信用金庫の収益力向上や健全性確保などに向けて、信用金庫のセントラルバンクとして、コンサルティング機能のさらなる強化や信用金庫業界のサイバーセキュリティ対策のほか、信用金庫経営力強化制度等の適時・適切な運営を通じて、信用金庫業界の信用秩序の維持に万全を期しています。

3. 機関投資家としての機能

全国の信用金庫から預け入れられた預金や金融債を発行して調達した資金を、国内外の金融商品や事業会社などへの貸出により運用しています。また、グローバルに投融資を行っている金融グループとして持続可能な社会の実現に向け、ESG投融資等を推進しています。

■ 当金庫のディスクロージャー誌(資料編)の閲覧に係るご案内

滋賀中央信用金庫のディスクロージャー誌REPORT2026のうち、詳細な計数資料等につきましては、当金庫ホームページをご覧ください。

店舗一覧

店 舗 名	所 在 地	電 話 番 号
彦 根 営 業 部	彦根市小泉町34番地1	0749-22-7721
南 彦 根 駅 前 出 張 所	彦根市小泉町34番地1 (彦根営業部内)	0749-22-7721
銀 座 支 店	彦根市河原三丁目1番26号	0749-22-0854
城 東 支 店	彦根市旭町1番18号	0749-22-7726
高 宮 支 店	彦根市高宮町1753番地の3	0749-23-4411
平 田 支 店	彦根市平田町422番地の16	0749-22-1321
城 南 支 店	彦根市西今町394番地の1	0749-24-9061
佐 和 山 支 店	彦根市西沼波町203番地の6	0749-27-1800
愛 知 川 支 店	愛知郡愛荘町豊満1349番地3	0749-42-2255
秦 荘 支 店	愛知郡愛荘町豊満1349番地3 (愛知川支店内)	0749-42-2255
稲 枝 支 店	彦根市肥田町1013番地の6	0749-43-5600
豊 郷 支 店	犬上郡豊郷町安食南273番地	0749-35-4331
湖 東 町 支 店	東近江市池庄町1番地の9	0749-45-1601
多 賀 支 店	犬上郡多賀町多賀515番地	0749-48-2131
河 瀬 支 店	彦根市川瀬馬場町1091番地の5	0749-25-3900
本 店 営 業 部	近江八幡市桜宮町198番地	0748-34-7766
八 幡 西 出 張 所	近江八幡市桜宮町198番地 (本店営業部内)	0748-34-7766
八 幡 支 店	近江八幡市仲屋町元19番地	0748-32-3161
北 里 支 店	近江八幡市十王町81番地	0748-34-8111
八 幡 駅 前 支 店	近江八幡市鷹飼町南三丁目1番地15	0748-37-6141
安 土 支 店	近江八幡市安土町下豊浦4715番地	0748-46-3121
竜 王 支 店	蒲生郡竜王町大字篤興丁68番地	0748-57-1800
守 山 支 店	守山市守山六丁目7番16号	077-583-2711
守 山 北 支 店	守山市守山六丁目7番16号 (守山支店内)	077-583-2711
守 山 駅 前 支 店	守山市守山一丁目6番12-101号	077-582-3160
野 洲 支 店	野洲市小篠原1172番地	077-588-3111
中 主 支 店	野洲市西河原2236番地	077-589-4141
栗 東 支 店	栗東市手原四丁目8番10号	077-553-3151
草 津 支 店	草津市野村六丁目3番25号	077-569-4551
南 草 津 支 店	草津市野路町456番地の1	077-569-5230
大 津 支 店	大津市松原町3番6号	077-531-2522

店外 キャッシュコーナー	中 央 町 出 張 所	彦根市中央町4番43号	
	彦 根 市 立 病 院	彦根市八坂町1882番地	彦根市立病院
	イオンタウン彦根	彦根市古沢町255番1	イオンタウン彦根
	平 和 堂 愛 知 川 店	愛知郡愛荘町愛知川158番地	平和堂愛知川店
	フレンドマート豊郷店	犬上郡豊郷町沢250番地の1	フレンドマート豊郷店
	ビバシティ彦根	彦根市竹ヶ鼻町43番地の1	ビバシティ彦根
	平 和 堂 稲 枝 店	彦根市野良田町300番地の1	フレンドマート稲枝店
	秦 荘 出 張 所	愛知郡愛荘町安孫子850番地	
	イオン近江八幡店	近江八幡市鷹飼町南三丁目7番地	イオン近江八幡店
	アル・プラザ近江八幡	近江八幡市桜宮町202番地の1	アル・プラザ近江八幡
	八 幡 桐 原 出 張 所	近江八幡市堀上町155番地の15	
	モ リ ー ブ	守山市播磨田町185番地の1	モリーブ
	守 山 北 出 張 所	守山市水保町1134番地の8	
	アクロスプラザ野洲	野洲市市三宅1013番地	アクロスプラザ野洲
	アル・プラザ野洲	野洲市小篠原1000番地	アル・プラザ野洲
	イオンモール草津	草津市新浜町300番地	イオンモール草津
	Oh!Me大 津 テ ラ ス	大津市打出浜14番30号	Oh!Me大津テラス
	アル・プラザ堅田	大津市本堅田5丁目20番10号	アル・プラザ堅田

●ATM稼働時間は、当金庫ホームページをご確認ください。

(令和8年6月末現在)

●店舗の詳細は当金庫ホームページをご覧ください。



イン
フォ
メー
シ
ョ
ン

店
舗
一
覧

イン
フォ
メー
シ
ョ
ン

店
舗
一
覧

資料編

■ 主要な事業に関する事項 …… 36～47

貸借対照表
損益計算書
剰余金処分計算書
会計監査人による監査
財務諸表の適正性等の確認
貸借対照表注記
損益計算書注記
主要な業務の状況を示す指標
預金に関する指標
貸出金等に関する指標
有価証券等に関する指標

■ 自己資本の充実の状況 …… 48～65

定性的な開示事項

自己資本調達手段の概要
自己資本の充実度に関する評価方法の概要
信用リスクに関する事項
信用リスク削減手法に関する事項
派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
証券化エクスポージャーに関する事項
出資等エクスポージャーに関する事項
オペレーショナル・リスクに関する事項
金利リスクに関する事項
自己資本の構成に関する開示事項

定量的な開示事項

自己資本の充実度に関する事項
信用リスクに関する事項
信用リスク削減手法に関する事項
派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
証券化エクスポージャーに関する事項
出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
金利リスクに関する事項

主要な事業に関する事項

■貸借対照表

(単位：百万円)		
科 目	令和6年度	令和7年度
	令和7年3月31日現在	令和8年3月31日現在
(資産の部)		
現 金	5,500	6,392
預 け 金	64,536	61,865
買 入 金 銭 債 権	3,349	3,326
有 価 証 券	152,541	149,035
国 債	11,557	13,040
地 方 債	22,053	24,833
社 債	54,810	52,764
株 式	572	1,163
そ の 他 の 証 券	63,546	57,233
貸 出 金	273,772	277,349
割 引 手 形	844	470
手 形 貸 付	15,922	14,283
証 書 貸 付	249,614	254,448
当 座 貸 越	7,391	8,148
そ の 他 資 産	3,302	3,269
未 決 済 為 替 貸	93	152
信 金 中 金 出 資 金	2,484	2,484
未 収 収 益	408	447
未 収 還 付 法 人 税 等	102	—
そ の 他 の 資 産	213	185
有 形 固 定 資 産	6,874	6,626
建 物	3,507	3,342
土 地	2,792	2,792
リ ー ス 資 産	286	214
建 設 仮 勘 定	—	14
その他の有形固定資産	287	263
無 形 固 定 資 産	75	75
ソ フ ト ウ ェ ア	62	64
リ ー ス 資 産	2	1
その他の無形固定資産	10	10
繰 延 税 金 資 産	2,990	3,795
債 務 保 証 見 返	2,110	1,770
貸 倒 引 当 金	△3,842	△3,916
(うち個別貸倒引当金)	(△2,856)	(△2,980)
資 産 の 部 合 計	511,211	509,591

(単位：百万円)		
科 目	令和6年度	令和7年度
	令和7年3月31日現在	令和8年3月31日現在
(負債の部)		
預 金 積 金	475,674	478,492
当 座 預 金	8,857	7,782
普 通 預 金	182,951	184,804
貯 蓄 預 金	746	708
通 知 預 金	1,812	1,889
定 期 預 金	273,255	275,199
定 期 積 金	5,381	5,462
そ の 他 の 預 金	2,669	2,647
借 用 金	14,000	11,000
借 入 金	14,000	11,000
そ の 他 負 債	1,588	2,066
未 決 済 為 替 借	120	108
未 払 費 用	365	810
給 付 補 て ん 備 金	2	4
未 払 法 人 税 等	19	147
前 受 収 益	221	237
職 員 預 り 金	243	235
リ ー ス 債 務	327	241
資 産 除 去 債 務	22	22
そ の 他 の 負 債	265	257
賞 与 引 当 金	216	208
退 職 給 付 引 当 金	150	108
役員退職慰労引当金	162	166
預 金 払 戻 引 当 金	0	0
偶 発 損 失 引 当 金	73	135
債 務 保 証	2,110	1,770
負 債 の 部 合 計	493,975	493,948
(純資産の部)		
出 資 金	1,272	1,271
普 通 出 資 金	1,272	1,271
利 益 剰 余 金	22,773	23,239
利 益 準 備 金	1,274	1,274
その他利益剰余金	21,498	21,965
特 別 積 立 金	14,900	14,900
(奉仕基金積立金)	(100)	(100)
当期末処分剰余金	6,598	7,065
会 員 勘 定 合 計	24,045	24,510
その他有価証券評価差額金	△6,810	△8,868
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△6,810	△8,868
純 資 産 の 部 合 計	17,235	15,642
負債および純資産の部合計	511,211	509,591

■損益計算書

(単位：千円)		
科 目	令和6年度	令和7年度
	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日
経 常 収 益	6,249,135	7,492,545
資 金 運 用 収 益	5,324,478	6,586,846
貸 出 金 利 息	3,851,730	4,445,675
預 け 金 利 息	236,220	333,026
有価証券利息配当金	1,177,336	1,739,137
その他の受入利息	59,190	69,006
役 務 取 引 等 収 益	537,187	523,982
受入為替手数料	175,312	176,757
その他の役務収益	361,874	347,224
そ の 他 業 務 収 益	56,571	104,776
国債等債券売却益	149	33,689
その他の業務収益	56,421	71,087
そ の 他 経 常 収 益	330,898	276,940
償却債権取立益	145,930	16,832
株 式 等 売 却 益	147,508	259,119
その他の経常収益	37,459	988
経 常 費 用	5,415,113	6,672,904
資 金 調 達 費 用	439,487	1,192,357
預 金 利 息	412,334	1,153,773
給付補てん備金繰入額	1,512	5,902
借 用 金 利 息	18,661	26,724
その他の支払利息	6,979	5,957
役 務 取 引 等 費 用	293,763	303,958
支払為替手数料	41,347	41,738
その他の役務費用	252,415	262,220
そ の 他 業 務 費 用	436,416	582,859
国債等債券売却損	356,908	379,766
国 債 等 債 券 償 却	—	115,680
その他の業務費用	79,507	87,412
経 費	3,874,579	3,906,064
人 件 費	2,390,293	2,428,986
物 件 費	1,436,464	1,430,056
税 金	47,821	47,021
そ の 他 経 常 費 用	370,867	687,664
貸倒引当金繰入額	292,302	562,551
貸 出 金 償 却	3,090	1,291
株 式 等 売 却 損	51,741	55,401
株 式 等 償 却	—	1,106
その他の経常費用	23,732	67,314
経 常 利 益	834,021	819,640

(単位：千円)		
科 目	令和6年度	令和7年度
	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日
特 別 損 失	28,489	3,205
固 定 資 産 処 分 損	28,489	3,205
税 引 前 当 期 純 利 益	805,532	816,435
法人税、住民税および事業税	142,077	304,647
法 人 税 等 還 付 税 額	△102,483	—
法 人 税 等 調 整 額	270,506	7,231
法 人 税 等 合 計	310,100	311,878
当 期 純 利 益	495,431	504,556
繰越金（当期首残高）	6,103,191	6,560,451
当 期 末 処 分 剰 余 金	6,598,622	7,065,008

■剰余金処分計算書

(単位：千円)		
科 目	令和6年度	令和7年度
	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日
当 期 末 処 分 剰 余 金	6,598,622	7,065,008
剰 余 金 処 分 額	38,170	38,125
普通出資に対する配当金	(年3%) 38,170	(年3%) 38,125
繰越金（当期末残高）	6,560,451	7,026,883

●会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

●会計監査人による監査

令和7年6月17日開催の第112期通常総代会および、令和8年6月17日開催の第113期通常総代会で報告を行った令和7年3月期および令和8年3月期の貸借対照表、損益計算書および承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。本ディスクロージャー誌の財務諸表は、上記の計算書類等に基づき、様式を一部変更して作成しております。

●財務諸表の適正性等の確認

令和7年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しています。

令和8年6月18日

滋賀中央信用金庫

理事長 岩崎 哲雄

主要な事業に関する事項

●貸借対照表注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価価額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、上記2と同じ方法により行っております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 1年～39年
その他 4年～15年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数として定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。))に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。))に係る債権については、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
また、現在は経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。))に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を引き当てております。
上記以外の貸出条件に問題のある債務者、履行条件に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者(以下、「要注意先」という)及び、業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者(以下、「正常先」という)に対する債権については、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。また、正常先のうち、貸出条件緩和債権等を有する債務者(以下、「要管理先」という)に対する債権については今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、これらの予想損失額は、過去1年間または3年間における業績の貸倒実績率の一定の期間における平均値に基づき損失率を求め、これを予想損失率として、それぞれの債権に集めて算定しております。
すべての貸出金等債権は、「資産自己査定手引」に基づき営業店が資産査定を実施し、営業店から独立した融資管理部が査定結果を検証しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を立上不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、1,487百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
過去勤務費用……………その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異…各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法による償却した額をそれぞれ発生時の翌事業年度から費用処理しております。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 役務取引等収益は、役務提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」[その他の受入手数料] [その他の役務取引等収益]があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。
為替業務及びその他の役務取引等にかかると履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点て収益を認識しております。貸金庫やインターネットバンキングに係る固定利用料等については、契約負債を前受収益として計上し利用期間に按分しておりますが、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金 3,916百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通しは、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
なお、市場環境や地政学リスク等により資源や資材の高騰および金融環境の変化により、特定の貸出先・業種の将来の業績への影響が変化した場合には、翌事業年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権はありません。
- 有形固定資産の減価償却累計額5,847百万円
- 有形固定資産の圧縮記憶帳0百万円
- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の有価証券中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証返の各勘定に計上されるものと並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。))であります。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 …………… 777百万円
危険債権額 …………… 7,649百万円
三月以上延滞債権額 …………… 3百万円
貸出条件緩和債権 …………… 1,078百万円
合 計 額 9,508百万円
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再生又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者により有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- ローン・パーティシパーションで、移管指針第1号「ローン・パーティシパーションの会計処理及び表示(令和6年7月1日)」に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金の元本の事業年度末残高の総額は、115百万円であります。
- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は470百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産 有価証券 …………… 8,392百万円
預け金 …………… 9,000百万円
現 金 …………… 0百万円
担保資産に対応する債務 預 金 …………… 3,400百万円
借入金 …………… 11,000百万円
上記のほか、為替決済取引の担保として預け金8,000百万円を差し入れております。
- 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は197百万円であります。
- 出資1口当たりの純資産額615円33銭
- 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
(3) 金融商品に係るリスク管理体制
① 信用リスクの管理
当金庫は、融資関連規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごととの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による審査委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
② 市場リスクの管理
(i) 金利リスクの管理
当金庫は、総合的リスク管理によって金利の変動リスクを管理しております。総合的リスク管理に関する規則及び要綱において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、経営会議において決定された方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。日常的には経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでリスク管理委員会に報告しております。
(ii) 為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
(iii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の監督の下、余裕資金運用基準に従い行われております。このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は資金証券部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。
(iv) 市場リスクに係る定量的情報
当金庫において、主要リスク変数である金利リスク・価格変動リスク等の影響を受ける主たる金融商品は、預け金、有価証券、貸出金及び預金積金であります。当金庫では、「預け金」[有価証券]のうち債券・投資信託及び株式、「貸出金」及び「預金積金」の市場リスク量をVaR[より月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間120営業日、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、令和8年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で9,632百万円です。なお、当金庫ではモデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストングを有価証券について実施しております。
ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が変化する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、総合的リスク管理を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
(4) 金融商品の時価等に関する事項についてはの補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
- 金融商品の時価等に関する事項
令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。また、現金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金(※1)	61,865	61,185	△679
(2)有価証券	148,995	148,071	△923
満期保有目的の債券	21,197	20,273	△923
その他有価証券(※3)	127,798	127,798	—
(3)貸出金(※1)	277,349	275,281	△2,068
貸倒引当金(※2)	△3,916	△3,916	—
	273,433	271,364	△2,068
金融資産計	484,293	480,622	△3,671
(1)預金積金(※1)	478,492	476,334	△2,158
(2)借入金(※1)	11,000	10,762	△237
金融負債計	489,492	487,096	△2,396

- (※1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の時価]には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
- (※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (※3) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
- (注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)
- 金融資産
- (1) 預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利(OIS)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

- (2) 有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。
- (3) 貸出金
貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)
②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元金利の合計額を市場金利(OIS)で割り引いた価額

- 金融負債
- (1) 預金積金
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いた現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利(OIS)を用いております。なお、残存期間が短期(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
- (2) 借入金
借入金については、市場金利(OIS)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。なお、短期間で決済されるものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
- (注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位: 百万円)		
区 分	貸借対照表計上額	
非上場株式(※1)(※2)	39	
組 outputs資金(※3)	0	
合 計	39	

- (※1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (※2) 当事業年度において、非上場株式について1百万円減損処理を行っております。
- (※3) 組 outputs資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

- 28.有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、30.まで同様であります。
- 満期保有目的の債券

(単位: 百万円)			
種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	—	—	—
地方債	—	—	—
社 債	—	—	—
その他	—	—	—
小 計	—	—	—
国 債	—	—	—
地方債	—	—	—
社 債	197	197	—
その他	21,000	20,076	△923
小 計	21,197	20,273	△923
合 計	21,197	20,273	△923

(単位: 百万円)			
種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	416	390	25
債 券	—	—	—
国 債	—	—	—
地方債	—	—	—
社 債	—	—	—
その他	9,473	8,569	904
小 計	9,890	8,960	929
株 式	707	825	△117
債 券	90,440	100,308	△9,867
国 債	13,040	14,955	△1,914
地方債	24,833	28,729	△3,896
社 債	52,567	56,623	△4,056
その他	26,759	30,072	△3,312
小 計	117,907	131,206	△13,298
合 計	127,798	140,166	△12,368

- なお、上記の評価差額から税効果相当額△3,500百万円を控除した△8,868百万円を「その他有価証券評価差額金」に計上しております。
- (注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

29.当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位: 百万円)			
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	1,502	210	24
債 券	1,780	0	339
国 債	1,175	0	144
地 方 債	400	—	99
社 債	204	—	95
その他	1,069	82	71
合 計	4,352	292	435

- 30.減損処理を行った有価証券
売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組 outputs資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。
当事業年度における減損処理額は、115百万円(うち、債券115百万円)であります。
また、時価が著しく下落したと判断するための基準は、事業年度末日における時価の下落率が取得原価に対して50%以上であること又は事業年度末日における時価の下落率が取得原価に対して30%以上50%未満でありかつ決算日前1年間の下落率が一度も30%未満に回復していない場合であります。
- 31.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けをことを約する契約であります。これらの契約に融資未実行残高は、8,009百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが4,655百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- 32.退職給付に関する事項
- (1) 採用している退職給付制度の概要
当金庫は、確定給付制度として、規約型確定給付企業年金制度を採用しております。このほか、当金庫は全国信用金庫厚生年金基金に加入しており、当該基金は複数事業主(信用金庫等)により設立された総合設立型厚生年金基金で、当金庫の拠出する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- (2) 退職給付債務に関する事項
- | | |
|------------------|-----------|
| イ、退職給付債務 | △1,232百万円 |
| ロ、年金資産(時価) | 1,533百万円 |
| ハ、未積立退職給付債務(イ+ロ) | 300百万円 |
| ニ、未認識数理計算上の差異 | △408百万円 |
| ホ、退職給付当金(ハ+ニ) | △108百万円 |
- (3) 退職給付費用に関する事項
- | | |
|-----------------------|---------|
| イ、勤務費用 | 58百万円 |
| ロ、利息費用 | 19百万円 |
| ハ、期待運用収益 | △35百万円 |
| ニ、数理計算上の差異の費用処理額 | △240百万円 |
| ホ、厚生年金基金支払額等 | 141百万円 |
| ヘ、退職給付費用合計(イ+ロ+ハ+ニ+ホ) | 163百万円 |
- (4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項
- | | |
|----------------|--------|
| 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 |
| 割引率 | 2.3% |
| 長期期待運用収益率 | 2.5% |
- (5) 当金庫は全国信用金庫厚生年金基金に加入しております。当該厚生年金基金制度は総合設立型であり、同基金の全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- ① 制度全体の積立状況に関する事項(令和7年3月31日現在)
- | | |
|-------------------------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,796,855百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,828,746百万円 |
| 差引額 | △31,890百万円 |
- ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和7年3月31日現在) 0.31%
- ③ 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務費用残高127,306百万円であります。本制度における過去勤務費用の償却方法は期間14年7か月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当期の財務諸表上、特別掛金60百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給付の額に乘じることによって算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 33.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。
- (1) 繰延税金資産の発生の主原因別の内訳
- | | |
|-----------------|-----------|
| 繰延税金資産 | |
| 貸倒引当金 | 1,124百万円 |
| 減価償却費 | 45百万円 |
| 退職給付引当金 | 30百万円 |
| 役員退職慰労引当金 | 47百万円 |
| 賞与引当金 | 52百万円 |
| 有形固定資産減損損失 | 49百万円 |
| 有価証券減損損失 | 34百万円 |
| 有価証券評価差額金 | 3,500百万円 |
| 有形固定資産(合併時評価差額) | 67百万円 |
| 未収利息 | 17百万円 |
| 未払事業税 | 19百万円 |
| その他 | 69百万円 |
| 小 計 | 5,059百万円 |
| 評価性引当額 | △1,125百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 3,933百万円 |
- 繰延税金負債
- | | |
|-----------------|----------|
| 有形固定資産(合併時評価差額) | 137百万円 |
| 原状回復費用 | 0百万円 |
| 繰延税金負債合計 | 138百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | 3,795百万円 |
- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
- | | |
|----------------------|-------|
| 法定実効税率(調 整) | 27.6% |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.5% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △1.0% |
| 評価性引当額の増減 | 11.8% |
| 住民税均等割額 | 1.0% |
| 所得税控除 | 0.7% |
| その他 | △2.4% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 38.2% |

- 34.収益認識会計基準の「表示」に関する事項
企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。
- | | |
|---------------|------|
| 契約資産 | —百万円 |
| 顧客との契約から生じた債権 | 1百万円 |
| 契約負債 | —百万円 |

●損益計算書注記

- 記載金額は千万円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益金額19円80銭
- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、523,944千円であります。
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

主要な事業に関する事項

主要な業務の状況を示す指標

■業務粗利益

(単位：千円)		
	令和6年度	令和7年度
資金運用収支	4,884,990	5,394,488
資金運用収益	5,324,478	6,586,846
資金調達費用	439,487	1,192,357
役務取引等収支	243,423	220,023
役務取引等収益	537,187	523,982
役務取引等費用	293,763	303,958
その他の業務収支	△ 379,844	△ 478,083
その他業務収益	56,571	104,776
その他業務費用	436,416	582,859
業務粗利益	4,748,569	5,136,429
業務粗利益率（％）	0.92	1.01

(注) 1. 「資金調達費用」は金銭の信託運用見合費用(令和6年度8円、令和7年度24円)を控除して表示しています。

2. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

■業務純益

(単位：千円)		
	令和6年度	令和7年度
業務純益	1,087,104	1,315,777
実質業務純益	900,914	1,265,387
コア業務純益	1,257,673	1,727,145
コア業務純益（投資信託解約損益を除く）	1,603,496	1,665,814

- (注) 1. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

■資金運用収支の内訳

		平均残高(百万円)		利息(百万円)		利回り(%)	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
資金運用勘定	うち貸出金	510,711	506,627	5,324	6,586	1.04	1.30
	うち預け金	268,106	273,803	3,851	4,445	1.43	1.62
	うち有価証券	71,853	65,551	236	333	0.32	0.50
	うち有価証券	164,905	161,451	1,177	1,739	0.71	1.07
資金調達勘定	うち預金積金	495,551	490,290	439	1,192	0.08	0.24
	うち譲渡性預金	478,814	478,111	413	1,159	0.08	0.24
	うち借入金	—	—	—	—	—	—
	うち借入金	16,104	11,641	18	26	0.11	0.22

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和6年度261百万円、令和7年度263百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和6年度10千円、令和7年度10千円)および利息(令和6年度8円、令和7年度24円)を、それぞれ控除して表示しています。

■利鞘

(単位：％)		
	令和6年度	令和7年度
資金運用利回り	1.04	1.30
資金調達原価率	0.86	1.03
総資金利鞘	0.18	0.27

■利益率

(単位：％)		
	令和6年度	令和7年度
総資産経常利益率	0.16	0.15
総資産当期純利益率	0.09	0.09

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

■受取利息および支払利息の増減

		令和6年度			令和7年度		
		残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△ 9,345	65,652	56,306	23,263	1,229,288	1,252,552	
	うち貸出金	27,533	187,416	214,949	92,491	501,454	593,945
	うち預け金	5,139	80,657	85,796	△ 32,016	128,822	96,805
	うち有価証券	△ 42,017	△ 202,421	△ 244,438	△ 37,210	599,011	561,801
支払利息	△ 2,666	289,588	286,921	△ 11,949	765,841	753,892	
	うち預金積金	△ 1,329	286,736	285,407	△ 1,703	747,532	745,829
	うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
	うち借入金	△ 1,337	2,852	1,514	△ 10,245	18,308	8,063

(注) 残高および利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含める方法を採用しています。

預金に関する指標

■流動性預金・定期性預金等平均残高

(単位：百万円)		
	令和6年度	令和7年度
流動性預金	192,853	193,309
うち有利息預金	174,814	175,995
定期性預金	284,701	283,514
うち固定金利定期預金	279,262	278,115
うち変動金利定期預金	114	106
その他の計	1,259	1,287
小計	478,814	478,111
譲渡性預金	—	—
合計	478,814	478,111

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

■定期預金残高

(単位：百万円)		
	令和6年度	令和7年度
定期預金	273,255	275,199
固定金利定期預金	273,144	275,095
変動金利定期預金	111	103
その他の	0	0

主要な事業に関する事項

貸出金等に関する指標

貸出金平均残高		
(単位：百万円)		
	令和6年度	令和7年度
割 引 手 形	972	643
手 形 貸 付	16,437	14,022
証 書 貸 付	244,549	252,555
当 座 貸 越	6,146	6,581
合 計	268,106	273,803

貸出金残高		
(単位：百万円)		
	令和6年度	令和7年度
貸 出 金	273,772	277,349
	固 定 金 利	100,940
	変 動 金 利	172,832

貸出金使途別残高				
(単位：百万円、％)				
	令和6年度		令和7年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設 備 資 金	118,449	43.26	121,107	43.66
運 転 資 金	155,322	56.73	156,241	56.33
合 計	273,772	100.00	277,349	100.00

貸出金業種別内訳							
(単位：先、百万円、％)							
業 種 区 分	令和6年度			令和7年度			
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比	
製 造 業	422	16,763	6.12	416	15,827	5.70	
農 業 、 林 業	57	904	0.33	58	1,036	0.37	
漁 業	1	41	0.01	1	39	0.01	
鉱 業、採 石 業、砂 利 採 取 業	2	126	0.04	2	175	0.06	
建 設 業	1,422	28,973	10.58	1,453	28,507	10.27	
電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業	18	1,069	0.39	15	823	0.29	
情 報 通 信 業	32	350	0.12	34	419	0.15	
運 輸 業、郵 便 業	105	5,945	2.17	111	5,885	2.12	
卸 売 業、小 売 業	775	24,548	8.96	770	25,018	9.02	
金 融 業、保 険 業	36	15,626	5.70	37	15,620	5.63	
不 動 産 業	749	68,379	24.97	772	70,636	25.46	
物 品 質 貸 業	8	846	0.30	9	1,016	0.36	
学術研究、専門・技術サービス業	93	1,111	0.40	85	1,151	0.41	
宿 泊 業	17	1,891	0.69	15	1,849	0.66	
飲 食 業	355	5,417	1.97	363	5,245	1.89	
生活関連サービス業、娯楽業	243	5,545	2.02	233	4,888	1.76	
教 育、学 習 支 援 業	42	703	0.25	46	774	0.27	
医 療、福 祉	217	9,485	3.46	232	9,015	3.25	
そ の 他 の サ ー ビ ス	495	11,811	4.31	527	11,588	4.17	
小 計	5,089	199,542	72.88	5,179	199,520	71.93	
国・地 方 公 共 団 体 等	17	26,154	9.55	17	28,857	10.40	
個 人	6,005	48,075	17.56	5,801	48,972	17.65	
合 計	11,111	273,772	100.00	10,997	277,349	100.00	

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

貸出金の担保別内訳		
(単位：百万円)		
	令和6年度	令和7年度
当 金 庫 預 金 積 金	3,072	2,885
有 価 証 券	21	31
動 産	923	981
不 動 産	67,898	67,176
そ の 他	—	—
小 計	71,916	71,075
信用保証協会・信用保険	69,862	72,212
保 証	15,115	14,947
信 用	116,878	119,113
合 計	273,772	277,349

住宅ローンおよび消費者ローン残高		
(単位：百万円)		
	令和6年度	令和7年度
住 宅 ロ ー ン	41,245	42,360
消 費 者 ロ ー ン	6,829	6,612
合 計	48,075	48,972

債務保証見返の担保別内訳		
(単位：百万円)		
	令和6年度	令和7年度
当 金 庫 預 金 積 金	—	—
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	104	91
そ の 他	—	—
小 計	104	91
信用保証協会・信用保険	13	12
保 証	0	—
信 用	1,991	1,666
合 計	2,110	1,770

預貸率		
(単位：％)		
	令和6年度	令和7年度
期 末 預 貸 率	57.55	57.96
期 中 平 均 預 貸 率	55.99	57.26

(注) 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

主要な事業に関する事項

■信用金庫法開示債権および金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、％)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)／(a)	引当率 (d)／(a-c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和6年度	593	593	523	69	100.00	100.00
	令和7年度	777	777	668	108	100.00	100.00
危 険 債 権	令和6年度	7,535	7,404	5,052	2,352	98.27	94.75
	令和7年度	7,649	7,506	5,068	2,437	98.13	94.45
要 管 理 債 権	令和6年度	1,566	685	434	251	43.76	22.21
	令和7年度	1,081	647	348	299	59.86	40.82
	三 月 以 上 延 滞 債 権	令和6年度	0	0	—	16.06	16.06
		令和7年度	3	3	0	127.69	—
	貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和6年度	1,565	685	434	43.77	22.21
		令和7年度	1,078	643	345	59.67	40.71
	小 計 (A)	令和6年度	9,695	8,683	6,010	89.56	72.55
		令和7年度	9,508	8,931	6,085	93.92	83.13
正 常 債 権 (B)	令和6年度	266,301					
	令和7年度	269,722					
総 与 信 残 高 (A) + (B)	令和6年度	275,996					
	令和7年度	279,231					

(注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3.「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6.「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7.「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8.「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私専(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)です。

■貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和6年度	1,172	986	—	1,172	986
	令和7年度	986	935	—	986	935
個別貸倒引当金	令和6年度	2,548	2,856	86	2,461	2,856
	令和7年度	2,856	2,980	278	2,577	2,980
合 計	令和6年度	3,720	3,842	86	3,634	3,842
	令和7年度	3,842	3,916	278	3,563	3,916

■経営改善支援の取り組み実績

【令和7年4月～令和8年3月】

(単位：先数)

(単位：％)

		期初 債務者数				経営改善 支援 取り組み率	ランクアップ 率	再生計画 策定率	
			うち 経営改善支援 取り組み先数	αのうち期末に 債務者区分が ランクアップ した先数	αのうち期末に 債務者区分が 変化しなかった 先数				αのうち 再生計画を 策定した 先数
		A	α	β	γ	δ	α/A	β/α	δ/α
正 常 先 ①		4,774	11		0	5	0.23		45.45
要 注 意 先	うちその他 要 注 意 先 ②	533	79	3	71	66	14.82	3.80	83.54
	う ち 要 管 理 先 ③	14	8	0	8	7	57.14	0.00	87.50
破 綻 懸 念 先 ④		155	29	0	27	20	18.71	0.00	68.97
実 質 破 綻 先 ⑤		22	0	0	0	0	0.00	—	—
破 綻 先 ⑥		6	0	0	0	0	0.00	—	—
	小 計 (②～⑥の計)	730	116	3	106	93	15.89	2.59	80.17
合 計		5,504	127	3	106	98	2.31	2.36	77.17

(注) ● 期初債務者数及び債務者区分は令和7年4月当初時点で整理しています。
● 債務者数、経営改善支援取り組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンなどの先を含みません。
● βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しています。なお、経営改善支援取り組み先で期中に完済した債務者はαに含めるもののβに含みません。
● 期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含んでいます。
● 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取り組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理しています。
● 期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含みません。
● γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しています。
● みなし正常先については正常先の債務者数に計上しています。
● 「再生計画を策定した先数δ」には、金融機関独自の再生計画策定先のほか、中小企業支援協議会、RCC、地域経済活性化支援機構、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構などと連携した再生計画策定先を含みます。

■信用金庫法および金融再生法に基づく不良債権比率の推移

引当金控除前

(単位：％)

	令和6年度	令和7年度
不良債権比率	3.51	3.40

引当金控除後

(単位：％)

	令和6年度	令和7年度
不良債権比率	2.54	2.38

■貸出金償却の額

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度
貸出金償却額	3,090	1,291

主要な事業に関する事項

有価証券等に関する指標

■有価証券の種類別の残存期間別の残高

(単位：百万円)

種 類	残 存 期 間	令和6年度							合 計
		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	
国 債		—	—	594	—	6,871	4,091	—	11,557
地 方 債		—	—	397	1,612	7,571	12,472	—	22,053
社 債		3,590	11,937	17,198	9,461	5,917	6,704	—	54,810
株 式		—	—	—	—	—	—	572	572
外 国 証 券		4,700	12,649	9,528	2,228	2,636	7,545	—	39,288
そ の 他 の 証 券		1,367	3,752	4,096	3,315	355	1,358	10,013	24,258
合 計		9,658	28,339	31,814	16,617	23,352	32,171	10,586	152,541

(単位：百万円)

種 類	残 存 期 間	令和7年度							合 計
		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	
国 債		—	—	1,175	1,443	6,591	3,830	—	13,040
地 方 債		—	—	2,381	2,254	9,724	10,472	—	24,833
社 債		2,701	17,822	15,743	6,481	4,126	5,888	—	52,764
株 式		—	—	—	—	—	—	1,163	1,163
外 国 証 券		6,587	11,325	5,039	2,721	3,324	5,532	—	34,530
そ の 他 の 証 券		—	4,688	4,437	1,660	1,405	—	10,510	22,703
合 計		9,289	33,836	28,778	14,560	25,171	25,724	11,674	149,035

■有価証券の種類別の平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度
国 債	12,563	13,632
地 方 債	22,964	26,901
社 債	58,471	58,176
株 式	673	808
外 国 証 券	41,267	36,822
そ の 他 の 証 券	28,965	25,109
合 計	164,905	161,451

■有価証券の時価情報等

1. 売買目的有価証券

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

種 類		令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	600	601	1	—	—	—
	小 計	600	601	1	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	423	422	△0	197	197	—
	そ の 他	21,500	20,832	△ 667	21,000	20,076	△ 923
合 計	計	21,923	21,255	△ 667	21,197	20,273	△ 923
合 計	計	22,523	21,856	△ 666	21,197	20,273	△ 923

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいています。
2. 上記の「その他」は、外国証券です。

3. その他有価証券

(単位：百万円)

種 類		令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	139	128	11	416	390	25
	債 券	601	599	2	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	601	599	2	—	—	—
	そ の 他	11,311	10,554	756	9,473	8,569	904
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	小 計	12,052	11,282	770	9,890	8,960	929
	株 式	392	467	△ 74	707	825	△ 117
	債 券	87,396	94,265	△ 6,868	90,440	100,308	△ 9,867
	国 債	11,557	12,794	△ 1,236	13,040	14,955	△ 1,914
	地 方 債	22,053	24,545	△ 2,492	24,833	28,729	△ 3,896
	社 債	53,785	56,924	△ 3,139	52,567	56,623	△ 4,056
合 計	そ の 他	30,135	33,461	△ 3,326	26,759	30,072	△ 3,312
	小 計	117,924	128,193	△ 10,269	117,907	131,206	△ 13,298
合 計	計	129,977	139,475	△ 9,498	127,798	140,166	△ 12,368

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。
2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等および組合出資金は本表には含めていません。

4. 市場価格のない株式等および組合出資金

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	—	—
関 連 法 人 等 株 式	—	—
非 上 場 株 式	40	39
組 合 出 資 金	—	0
合 計	40	39

■金銭の信託の時価情報等

1. 運用目的の金銭の信託

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

3. その他の金銭の信託

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度
貸 借 対 照 表 計 上 額	10	10
取 得 原 価	10	10
差 額	—	—
うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	—	—
うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	10	10

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

■デリバティブ取引の時価情報等（規則第102条第1項第5号に掲げる取引）

金利関連取引、通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジットデリバティブ取引

該当ありません。

自己資本の充実の状況

定性的な開示事項

■自己資本調達手段の概要

自己資本の額は「コア資本に係る基礎項目」と控除項目の「コア資本に係る調整項目」から構成されており、「コア資本に係る基礎項目」は出資金、過去の利益金の積上げである利益剰余金と一般貸倒引当金等が該当します。「コア資本に係る調整項目」は主に無形固定資産が該当します。

■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っています。また、当金庫は、各エクスポージャーが一業種に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しています。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進と適切なリスク管理を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えています。

なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された極めて実現性の高いものです。

■信用リスクに関する事項

1. リスク管理の方針および手続きの概要

信用リスクとは、融資先の財務状況の悪化等により、資産価値が減少あるいは消滅し、損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、信用リスクを管理すべき最重要のリスクであるとの認識上、確実性、安全性、流動性、収益性、発展性、公益性の6原則に則った厳格な与信判断を行うべく、与信業務の普遍かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「信用リスク管理要領」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

また、貸出資産の健全性を維持するため、審査管理部門と営業推進部門を分離し、相互に牽制が働く態勢としています。さらに、審査委員会を定期的に開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を審議しています。

貸倒引当金は、当金庫の定める「資産自己査定規程」および「償却・引当の基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しています。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率等に基づいた予想損失率を乗じて算出しています。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先債権に相当する債権について、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てています。破綻先債権および実質破綻先債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てています。

なお、それぞれの結果については有期限監査法人トーマツの監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

2. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

■ ㈱格付投資情報センター (R&I)

■ ㈱日本格付研究所 (JCR)

■ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
■ S&Pグローバル・レーティング

■信用リスク削減手法に関する事項

リスク管理の方針および手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減する措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の審査にあたって、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、様々な角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けと認識しています。従いまして、担保または保証に過度に依存しないような融資の取組姿勢に徹しています。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めています。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合がありますが、当金庫が定める「融資(割手・手貸・証貸)事務取扱要領」や各種約定書に基づき適切な取扱いに努めています。

なお、パーゼルⅢにおける信用リスク削減手法には、適格金融担保として自金庫預金積金、保証として地方公共団体、政府関係機関保証等が該当します。信用度の評価については、地方公共団体は政府保証と同様に判定しています。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しましては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散するよう努めています。

■派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

1. リスク管理の方針および手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。一般的には、証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されます。当金庫では、地元中小企業者の資金調達への多様化に応じるための手段として位置付けています。

2. 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、「標準的手法」を採用しています。

3. 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」および日本公認会計士協会「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

4. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格機関の名称

■ ㈱格付投資情報センター (R&I)

■ ㈱日本格付研究所 (JCR)

■ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

■ S&Pグローバル・レーティング

■出資等エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針および手続きの概要

当金庫において、銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社株式、上場優先出資証券、株式関連証券投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連証券投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価および価格の20%下落によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じて、リスク管理委員会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めています。また、株式関連商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛けています。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「余裕資金運用基準」等に基づいた厳格な運用・管理を行っています。

非上場株式、子会社株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「余裕資金運用基準」などに基づいた適正な運用・管理を行っています。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣に報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」および日本公認会計士協会「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

■オペレーショナル・リスクに関する事項

1. リスク管理の方針および手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、信用リスク、市場リスクに分類されない他のすべての業務に係る横断的なリスク、即ち様々な人的または技術的ミスによって生じる損失に関するリスクをいいます。当金庫では、オペレーショナル・リスクについて事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法を規程に定め、リスクを認識し評価しています。リスクの計測につきましては、標準的計測手法を採用しています。また、これらのリスクに関しましては、リスク管理委員会、経営会議において協議するとともに必要に応じて理事会に報告しています。

2. BIの算出方法

当金庫は自己資本比率告示第305条第1項の規定に基づき、BIを金利要素、役務要素および金融商品要素の合計額として算出しています。

3. ILMの算出方法

当金庫は自己資本比率告示第306条第1項第3号の規定に基づき、ILMの値に1を用いる方法を採用しています。

4. オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した連結子法人等又は事業部門の有無

該当ありません。

5. オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

該当ありません。

■金利リスクに関する事項

1. リスク管理の方針および手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては双方とも定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としています。また、金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(以下、IRRBBといいます。)[※]については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。具体的には、一定の市場金利の変動を想定した場合に生じるIRRBBを定期的に計測しリスク管理委員会で定期的に協議検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど適切に対応を講じることに努めています。

金利リスクの計測については毎月末を基準日とし、月次でIRRBBを計測しています。

2. 金利リスクの算定方法の概要

① 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNIIに関する事項

- 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.313年です。
- 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- 流動性預金への満期の割り当て方法および固定金利貸出の期限前償還、定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。(コア預金については、流動性預金残高の50%相当額を平均2.5年としています。)
- IRRBBの算出にあたっては、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。なお、金利リスクの合算において通貨間の相関等は考慮していません。(通貨毎の金利ショック幅：JPY100bp、SGD175bp、USD200bp、CAD200bp、EUR225bp、GBP275bp、AUD350bp、その他100bp～400bp)
- 有価証券についてはモデル価格にスプレッドを含めて算出しています。
- 内部モデルに関しては使用していません。
- 前事業年度末からの変動については、金利が上昇する中、運用の効率化によりΔEVE(最大値：上方パラレルシフト)は、前期比1,260百万円減少の10,116百万円、ΔNII(最大値：上方パラレルシフト)は、前期比92百万円の増加に留まり241百万円となりました。

② 内部管理上の金利リスク(VaR)に関する事項

当金庫では、有価証券や預貸金等といった商品毎のVaR(保有期間120営業日、観測期間5年、信頼区間99%)に基づき、統合的リスク管理を行っています。また、ストレステストを実施し過去の事例や景気シナリオに基づく金利変動による影響等を定期的に検証しています。さらに収益管理や経営上の判断においては、市場環境を踏まえた金利の見通しなど実現性の高い金利変動を想定し、金利リスクを計測しています。

※ 主要リスク変数である金利リスク・価格変動リスク等の影響を受ける主たる金融商品は、預け金、有価証券、貸出金および預金積金です。当金庫では「預け金」「有価証券」のうち債券・投資信託および株式、「貸出金」および「預金積金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。当金庫のVaRは分散共分散法により算出しており、令和8年3月31日現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で9,632百万円です。

自己資本の充実の状況

■自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	24,007	24,472
うち、出資金および資本剰余金の額	1,272	1,271
うち、利益剰余金の額	22,773	23,239
うち、外部流出予定額(△)	38	38
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	986	935
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	986	935
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	24,993	25,408
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	75	75
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	75	75
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	75	75
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	24,918	25,332

(単位:百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	235,475	229,844
資産(オン・バランス)項目	230,551	227,772
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
オフ・バランス項目	4,923	2,071
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	8,748	8,912
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	244,223	238,756
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ)) %	10.20	10.61

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫および信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しています。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しています。

資料編

自己資本の充実の状況

資料編

自己資本の充実の状況

自己資本の充実の状況

定量的な開示事項

■自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)				
種 類	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	235,475	9,419	229,844	9,193
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	223,729	8,949	217,514	8,700
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	152	6	144	5
地方三公社向け	272	10	324	12
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	30,440	1,217	27,533	1,101
第一種金融商品取引業者および保険会社向け	9,396	375	9,186	367
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	70,295	2,811	66,609	2,664
特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け	24,319	972	26,311	1,052
トランザクター向け	—	—	206	8
不動産関連向け	71,132	2,845	72,511	2,900
自己居住用不動産等向け	21,257	850	22,155	886
賃貸用不動産向け	30,419	1,216	30,821	1,232
事業用不動産関連向け	18,478	739	18,447	737
その他不動産関連向け	976	39	1,086	43
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権およびその他資本性証券等	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	6,235	249	5,356	214
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	657	26
取立未済手形	18	0	30	1
信用保証協会等による保証付	6,460	258	4,357	174
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株式等	635	25	1,633	65
上記以外	13,765	550	12,044	481
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調達項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,507	100	2,502	100
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	2,464	98	2,727	109
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	8,793	351	6,814	272

(単位:百万円)				
種 類	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	STC要件適用分	—	—	—
	短期STC要件適用分	—	—	—
	不良債権証券化適用分	—	—	—
	STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	11,745	469	12,330	493
ルック・スルー方式	11,745	469	12,330	493
マンドレート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1,250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額(簡便法)	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	8,748	349	8,912	356
BI	5,832		5,941	
BIC	699		712	
ハ. 単体リスク・アセットの合計額および単体総所要自己資本額(イ+ロ)	244,223	9,768	238,756	9,550

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット等×4％
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。
6. 単体総所要自己資本額＝単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4％

自己資本の充実の状況

信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

〈地域別・業種別・残存期間別〉

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント およびその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		債 券 等		デリバティブ取引			
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
国 内	467,260	481,615	284,889	295,672	182,371	185,942	—	—	4,937	4,730
国 外	37,758	33,725	—	—	37,758	33,725	—	—	—	—
地 域 別 合 計	505,018	515,340	284,889	295,672	220,129	219,667	—	—	4,937	4,730
製 造 業	31,398	29,524	18,299	17,010	13,099	12,514	—	—	705	573
農 業、 林 業	1,370	1,425	1,370	1,425	—	—	—	—	25	25
漁 業	42	40	42	40	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	126	175	126	175	—	—	—	—	—	—
建 設 業	35,208	34,907	33,788	33,383	1,419	1,524	—	—	341	365
電気・ガス・熱供給・水道業	14,116	13,021	1,216	1,000	12,900	12,020	—	—	—	—
情 報 通 信 業	3,418	4,869	358	425	3,059	4,444	—	—	—	—
運 輸 業、 郵 便 業	10,026	9,417	6,136	6,085	3,889	3,331	—	—	40	43
卸 売 業、 小 売 業	32,758	33,119	27,401	27,616	5,356	5,502	—	—	145	152
金 融 業、 保 険 業	110,217	99,764	15,990	16,008	94,227	83,756	—	—	—	—
不 動 産 業	77,412	80,383	70,643	73,188	6,769	7,194	—	—	846	856
物 品 賃 貸 業	1,066	1,260	1,066	1,260	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1,466	1,492	1,466	1,492	—	—	—	—	16	28
宿 泊 業	1,902	1,862	1,902	1,862	—	—	—	—	735	800
飲 食 業	6,325	6,271	6,314	6,251	11	20	—	—	469	437
生活関連サービス業、娯楽業	7,874	6,869	7,042	6,413	831	455	—	—	111	91
教育、学習支援業	877	966	877	966	—	—	—	—	—	—
医 療、 福 祉	10,459	9,944	10,459	9,944	—	—	—	—	272	322
その他のサービス	13,187	13,079	13,185	13,078	2	0	—	—	788	407
国・地方公共団体等	80,607	94,289	26,172	28,875	54,435	65,414	—	—	—	—
個 人	41,025	49,167	41,025	49,167	—	—	—	—	436	625
そ の 他	24,128	23,487	—	—	24,128	23,487	—	—	—	—
業 種 別 合 計	505,018	515,340	284,889	295,672	220,129	219,667	—	—	4,937	4,730
1 年 以 下	59,031	63,816	50,615	54,024	8,415	9,791	—	—		
1 年 超 3 年 以 下	45,142	46,986	18,906	16,241	26,236	30,745	—	—		
3 年 超 5 年 以 下	48,761	61,929	20,435	36,761	28,325	25,167	—	—		
5 年 超 7 年 以 下	51,295	33,964	37,796	20,444	13,499	13,520	—	—		
7 年 超 1 0 年 以 下	59,127	57,949	34,770	31,822	24,357	26,127	—	—		
1 0 年 超	159,659	162,632	121,782	128,318	37,876	34,314	—	—		
期間の定めのないもの	82,000	88,061	582	8,060	81,418	80,001	—	—		
残 存 期 間 別 合 計	505,018	515,340	284,889	295,672	220,129	219,667	—	—		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。
2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

3. 上記の「その他」は裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

P44を参照ください。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
製 造 業	331	356	356	206	12	153	318	202	356	206	—	—
農 業 、 林 業	189	189	189	189	—	—	189	189	189	189	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	297	498	405	303	33	100	263	398	405	303	—	1
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、 郵 便 業	225	74	74	73	5	—	219	74	74	73	—	—
卸 売 業、 小 売 業	47	63	63	63	9	17	38	46	63	63	—	—
金 融 業、 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	244	366	365	349	—	0	244	366	365	349	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	483	571	571	496	—	—	483	571	571	496	—	—
飲 食 業	197	213	213	243	—	—	197	213	213	243	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	58	59	59	58	19	4	39	55	59	58	—	—
教 育、 学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉	226	215	215	241	3	—	223	215	215	241	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	223	225	318	710	—	2	223	223	318	710	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	21	19	21	43	3	0	18	19	21	43	3	—
合 計	2,548	2,856	2,856	2,980	86	278	2,461	2,577	2,856	2,980	3	1

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

自己資本の充実の状況

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	243,453	5,036	20%	244,461
40%～70%	97,410	3,856	50%	99,338
75%	39,499	—	—	39,499
80%	10,030	—	—	10,030
85%	41,394	—	—	41,394
90%～100%	9,665	1,988	100%	11,653
105%～130%	33,090	—	—	33,090
150%	3,976	—	—	3,976
250%	1,589	—	—	635
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	480,111	10,880	—	484,080

(注)「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	241,732	359	10%	241,522
40%～70%	106,499	71,441	10%	106,705
75%	41,741	9,650	12%	39,200
80%	4,512	—	—	4,512
85%	40,099	3,316	44%	39,732
90%～100%	11,176	1,296	23%	10,174
105%～130%	32,609	—	—	32,102
150%	4,146	28	10%	4,119
250%	3,140	—	—	1,256
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	485,658	86,093	11.851%	479,326

(注)「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

自己資本の充実の状況

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	令和6年度					
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
現 金	5,500	—	5,500	—	—	0%
我が国の中央政府および中央銀行向け	26,578	—	26,578	—	—	0%
外国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	50,741	—	50,741	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	1,523	—	1,523	—	152	10%
地方三公社向け	1,764	—	1,764	—	272	15%
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	96,250	—	96,250	—	30,440	32%
第一種金融商品取引業者および保険会社向け	17,649	—	17,649	—	9,396	53%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	114,565	5,977	114,565	5,977	70,295	58%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け	34,939	—	34,939	—	24,319	70%
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	97,442	—	97,442	—	71,132	73%
自己居住用不動産等向け	37,998	—	37,998	—	21,257	56%
賃貸用不動産向け	39,285	—	39,285	—	30,419	77%
事業用不動産関連向け	18,458	—	18,458	—	18,478	100%
その他不動産関連向け	1,699	—	1,699	—	976	57%
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権およびその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	4,947	—	4,947	—	6,235	126%
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	93	—	93	—	18	20%
信用保証協会等による保証付	44,173	4,903	44,173	4,903	6,460	13%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	1,589	—	635	—	635	100%
合 計					209,964	

(注) 1.「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
2.「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

(単位:百万円)

	令和7年度					
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
現 金	6,392	—	6,392	—	—	0%
我が国の中央政府および中央銀行向け	33,180	—	33,180	—	—	0%
外国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	57,644	—	57,644	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	1,441	—	1,441	—	144	10%
地方三公社向け	2,022	—	2,022	—	324	16%
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	86,444	—	86,444	—	27,533	32%
第一種金融商品取引業者および保険会社向け	17,349	—	17,349	—	9,186	53%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	110,734	4,386	107,817	1,748	66,609	61%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け	37,212	81,250	34,254	851	26,311	75%
トランザクター向け	—	71,376	—	458	206	45%
不動産関連向け	98,997	36	97,776	36	72,511	74%
自己居住用不動産等向け	38,897	—	38,736	—	22,155	57%
賃貸用不動産向け	39,303	—	38,974	—	30,821	79%
事業用不動産関連向け	18,895	—	18,289	—	18,447	101%
その他不動産関連向け	1,901	36	1,775	36	1,086	60%
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権およびその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	4,096	60	4,045	27	5,356	131%
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	657	—	657	—	657	100%
取立未済手形	152	—	152	—	30	20%
信用保証協会等による保証付	43,541	359	43,541	35	4,357	10%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	3,140	—	1,256	—	1,633	130%
合 計					205,465	

(注) 1.「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
2.「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

自己資本の充実の状況

ヘ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

決算速報第7表付表4「資産(オフ・バランス取引等含む)残高相手先及びリスク・ウェイト区分内訳表(標準的手法採用金融機関用)」に準じたものです。なお、令和6年度の資産の額および与信相当額の合計額については、一部CCF・信用リスク削減効果の適用ができておりません。

(単位:百万円)

	資産の額および与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%
	令和6年度															
現 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者および保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—	3,686	—	—	—	—	—	—	—	—	303	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権およびその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	—	—	1,350	—	—	—	—	—	—	—	—	3,553	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	5,036	—	—	—	—	—	—	—	—	3,856	—	—	—

(単位：百万円)

	資産の額および与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
	令和6年度																
現 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
外国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第一種金融商品取引業者および保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—	—	—	—	1,988	—	—	—	—	—	—	—	—	5,977	
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
中堅中小企業等向けおよび個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
劣後債権およびその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,903	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合 計	—	—	—	—	—	—	1,988	—	—	—	—	—	—	—	—	10,880	

自己資本の充実の状況

(単位:百万円)

	資産の額および与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%
	令和7年度															
現 金	6,392	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府および中央銀行向け	33,180	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	57,644	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	1,441	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	2,022	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	—	—	—	43,337	—	19,758	—	—	—	15,035	—	—	4,503	—	—	—
第一種金融商品取引業者および保険会社向け	—	—	—	—	—	5,018	—	—	—	9,023	—	—	1,504	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	1,533	—	14,255	1,503	1,303	—	2,508	—	—	—	—	39,702	—	1,002	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け	—	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	458	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	458	—	—	—	—
不動産関連向け	—	20	—	2,674	1,320	7,430	—	1,452	1	2,442	—	6,044	3,628	—	5,470	—
自己居住用不動産等向け	—	20	—	2,674	1,320	3,894	—	—	1	2,442	—	—	3,628	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	3,536	—	1,452	—	—	—	6,044	—	—	3,658	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,811	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権およびその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	419	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	152	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	43,577	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	100,681	45,142	—	60,419	2,823	28,492	—	3,961	1	17,478	—	6,502	48,253	—	6,472	—

(単位：百万円)

	資産の額および与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和7年度															
現 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,392
我が国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	33,180
外国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	57,644
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,441
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,022
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	300	—	3,007	—	—	—	0	—	—	—	501	—	—	—	—	86,444
第一種金融商品取引業者および保険会社向け	300	—	1,503	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17,349
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	600	1,504	39,732	—	—	5,415	—	—	—	501	—	—	—	—	109,565
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け	—	34,129	—	—	—	—	507	—	—	—	—	—	—	—	—	35,105
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	458
不動産関連向け	27,697	4,470	—	—	2,924	—	—	19,423	12,178	—	—	633	—	—	—	97,812
自己居住用不動産等向け	24,746	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	38,736
賃貸用不動産向け	—	4,462	—	—	—	—	—	19,423	—	—	—	397	—	—	—	38,974
事業用不動産関連向け	2,950	—	—	—	2,924	—	—	—	12,178	—	—	235	—	—	—	18,289
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,811
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権およびその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	669	—	—	—	—	2,984	—	—	—	4,073
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	657	—	—	—	—	—	—	—	—	657
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	152
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	43,577
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,256	—	—	1,256
合 計	27,998	39,200	4,512	39,732	2,924	—	7,249	19,423	12,178	—	501	4,119	1,256	—	—	479,326

自己資本の充実の状況

■信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー (単位：百万円)

ポ ー ト フ ォ リ オ	信用リスク削減手法	適 格 金 融 資 産 担 保		保 証	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		3,372	10,724	—	43,608
(1) ソ ブ リ ン 向 け		—	—	—	—
(2) 金 融 機 関 向 け		—	—	—	—
(3) 法 人 等 向 け		1,262	962	—	5,880
(4) 中 小 企 業 等 ・ 個 人 向 け		1,675	9,205	—	34,801
(5) 抵 当 権 付 住 宅 ロ ー ン		19	33	—	20
(6) 不 動 産 取 得 等 事 業 向 け		416	478	—	350
(7) 三 月 以 上 延 滞 等		—	45	—	2,555

(注) 当金庫は適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

■派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合

該当ありません。

ロ. 投資家の場合

(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません。

■出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額および時価等

区分	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	546	546	1,137	1,137
非上場株式等	2,537	—	2,540	—
合計	3,083	546	3,678	1,137

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

	令和6年度	令和7年度
売却益	147	259
売却損	51	55
償却	—	1

(注) 損益計算書における損益の額を記載しています。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

	令和6年度	令和7年度
評価損益	△ 62	△ 92

二. 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

■リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	29,566	22,688
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (250 %) を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (400 %) を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式 (1,250%) を適用するエクスポージャー	—	—

■金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	10,116	11,376	241	148
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	ステーパー化	9,762	10,841		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	10,116	11,376	241	148
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	25,332		24,918	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しています。

用語解説

自己資本関係

コア資本	自己資本比率規制(パーゼルⅢ)において自己資本を構成する項目であり、出資金、資本剰余金、利益剰余金などが該当し、一般貸倒引当金が一定の条件下において算入される。
エクスポージャー	リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金、外国為替取引、デリバティブ取引などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当する。
リスク・アセット	リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)をリスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産全額をいう。
オペレーショナル・リスク	金庫の業務上において不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのことをいう。具体的には不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤操作等により生じるシステム・リスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれる。
標準的計測手法	自己資本比率規制(パーゼルⅢ)におけるオペレーショナル・リスク及びオペレーショナル・リスク・アセットの算出方法。オペレーショナル・リスク=直近3年間の事業規模要素(BIC)の平均値×内部損失乗数(ILM)により算出、オペレーショナル・リスク・アセット=オペレーショナル・リスク÷8%により算出。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンの中で、代表的なものとして抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分に満たされているものを指す。
所要自己資本額	各々のリスク・アセット×4% (自己資本比率規制における国内基準)により算出された額。

信用リスク関係

ポートフォリオ	異なるリターンとリスクを持ついくつかの資産の組合せをいい、全体としてのリスクを低減するために対象を分散化する。
リスク・ウェイト	債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制でリスク・アセットを算出する際に保有資産ごとに分類して用いる。
適格格付機関	金融機関がリスク・アセットを算出するにあたり用いることができる格付けを付与する格付機関のこと。金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めている。

市場リスク関係

派生商品取引	(=デリバティブ取引)有価証券や通貨、金といった金融資産(原資産)の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品の取引を指す。具体例として、先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられる。
--------	---

金利リスク関係

IRRBB 銀行勘定の金利リスク	金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、預金、貸出金、有価証券等)が金利ショックによりどれくらいリスク量が発生するかをみるもの。
ΔEVE	銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測される指標をいう。
ΔNII	銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測される指標をいう。
金利ショック	金利の変化(衝撃)のことで、上下100bp (ベース・ポイント)の平行移動やイールドカーブをスティープ化およびフラット化させるといった算出方法がある。
BPV	Basis Point Value (ベース・ポイント・バリュー) 金利リスクの指標の一つで、全ての期間の金利が1bp (0.01%)変化した場合における現在価値の変化額を表す。
VaR	Value at Risk (バリュー・アット・リスク) 将来の特定の期間内に、ある一定の確率の範囲内で、ポートフォリオの現在価値がどの程度まで損失を被るかを、過去のある一定期間ごとのデータをもとに、理論的に算出した値をいう。
ストレステスト	蓋然性のある事象(世界金融危機、VaRショック等)が発生した場合のリスク・ファクターが、金融機関の財務状況に与える潜在的な影響を検証する手法。
コア預金	明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出しされる預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞在する預金のこと。

ディスクロージャー開示項目一覧

信用金庫法第 89 条（銀行法第 21 条準用）に基づく開示事項

■ 1.金庫の概況および組織に関する事項		④有価証券等に関する指標.....46
(1)事業の組織.....	28	ア.商品有価証券の種類別の平均残高
(2)理事および監事の氏名および役職名.....	27	イ.有価証券の種類別の残存期間別の残高
(3)会計監査人の氏名又は名称.....	37	ウ.有価証券の種類別の平均残高
(4)事務所の名称および所在地.....	33	エ.預証率の期末値および期中平均値
■ 2.金庫の主要な事業の内容.....		27
■ 3.金庫の主要な事業に関する事項		
(1)直近の事業年度における事業の概況.....	5~6	
(2)直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標.....	6	
①経常収益		
②経常利益又は経常損失		
③当期純利益又は当期純損失		
④出資総額および出資総口数		
⑤純資産額		
⑥総資産額		
⑦預金積金残高		
⑧貸出金残高		
⑨有価証券残高		
⑩単体自己資本比率		
⑪出資に対する配当金		
⑫職員数		
(3)直近の2事業年度における事業の状況を示す指標		
①主要な業務の状況を示す指標.....	40~41	
ア.業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益およびコア業務純益(投資信託解約損益を除く)		
イ.資金運用収支、役務取引等収支およびその他の業務収支		
ウ.資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回りおよび資金利ざや		
エ.受取利息および支払利息の増減		
オ.総資産経常利益率		
カ.総資産当期純利益率		
②預金に関する指標.....	41	
ア.流動性預金・定期性預金等の平均残高		
イ.固定金利定期預金、変動金利定期預金およびその他の定期預金の残高		
③貸出金等に関する指標.....	42~43	
ア.手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高		
イ.固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残高		
ウ.担保の種類別の貸出金残高および債務保証見返額		
エ.使途別の貸出金残高		
オ.業種別の貸出金残高および貸出金の総額に占める割合		
カ.預貸率の期末値および期中平均値		
■ 4.金庫の事業の運営に関する事項		
(1)リスク管理の態勢.....	25~26	
(2)法令遵守の態勢.....	19~20	
(3)中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取り組みの状況.....	7~8	
(4)金融ADR制度への対応.....	24	
■ 5.金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項		
(1)貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書又は損失金処理計算書.....	36~37	
(2)金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から④までに掲げるものの合計額.....	44~45	
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権		
②危険債権		
③三月以上延滞債権(貸出金のみ)		
④貸出条件緩和債権(貸出金のみ)		
⑤正常債権		
(3)自己資本の充実の状況.....	48~65	
(4)次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価および評価損益.....	46~47	
①有価証券		
②金銭の信託		
③信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引		
(5)貸倒引当金の期末残高および期中の増減額.....	44	
(6)貸出金償却の額.....	45	
(7)金庫が貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨.....	37	
■ 6.報酬等に関する事項.....		28



発行／滋賀中央信用金庫 経営企画部

〒522-8655

滋賀県彦根市小泉町 34 番地 1

TEL 0749-35-1000

<https://www.shigachushin.jp/>



このカタログは、環境保全のため、FSC®認証紙と植物油インキを使用しています。
FSC認証紙とは、非営利国際団体FSC (Forest Stewardship Council®=森林
管理協議会)の原則と基準に基づいて適切に管理された森林から伐り出したFSC
認証材および管理原材料を採用したものです。

700冊作成のための総排出量636.8kg-CO₂
この印刷物から発生するCO₂はカーボン・オフセット・ジャパン
(www.co-j.jp)を通じてオフセットされています。

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。